

平成五年通商産業省令第六十九号

計量法施行規則

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、並びにこれらの規定を実施するため、計量法施行規則を次のように制定する。

目次

第一章 通則（第一条—第三条）	第二章 正確な特定計量器等の供給
第一節 製造（第四条—第九条）	第二節 修理
第一款 検定証印等の除去（第十条—第十二条）	第二款 修理の事業（第十三条）
第三款 修理の事業（第十三条）	第四款 有効期間のある特定計量器に係る修理（第十四条—第十五条）
第三章 販売（第十六条—第十九条）	第四章 特別な計量器（第二十条—第二十四条）
第五章 特殊容器製造事業（第二十五条—第三十七条）	第六章 計量証明の事業
第一節 登録（第三十八条—第四十九条）	第二節 特定計量証明事業（第四十九条の二—第四十九条の十）
第六章 計量士	第七章 登録（第五十条—第六十二条）
第一節 計量士	第二節 計量士国家試験（第六十三条—第七十一条）
第七章 適正計量管理事業所（第七十二条—第八十一条）	第八章 計量器の校正等
第一節 計量器の校正等	第二節 特定標準器による校正等（第八十二条—第八十九条）
第九章 特定標準器以外の計量器による校正等（第九十条—第九十五条の二）	第九章 雑則
第一節 報告（第九十六条—第一百零三条）	第二節 立入検査（第一百零四条）
第三節 計量行政審議会（第一百五十五条—第一百六十一条）	第四節 公示（第一百六十四条）
第五節 計量調査官（第一百六十五条）	第六節 計量教習（第一百六十六条—第一百七十四条）
第七節 適用除外（第一百七十五条）	第八節 電磁的記録媒体による提出（第一百七十六条）

附則

第一章 通則

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、この省令に特段の定めのない限り、計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）及び計量法関係政令において使用する用語の例による。（証明とみなされる計量）

第二条 計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号。以下「令」という。）第一条の経済産業省令で定める計量は、次に掲げるとおりとする。

一 軌道建設規程（大正十二年内務省・鉄道省令）第二十二條第四項及び無軌条電車建設規則（昭和二十五年運輸省・建設省令第一号）第三十九條第七号で規定する備え付けなければならない圧力計並びに鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成十三年国土交通省令第五百一十一号）第七十九條第一項の規定により運転に必要な設備として設けられた圧力計による圧力の計量

二 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和五十年通商産業省告示第二百九十一号）第六條第三号に規定する比較のための温度計による計量及び同告示第七條第三号に規定する比較のための圧力計による計量（濃度計の使用）

第三条 令別表第二の五の経済産業省令で定める方法は、次のとおりとする。
一 令第二條第十七号イからリまでに掲げる濃度計 日本産業規格K〇〇五五（二〇〇二）の五・二に適合する方法であつて、法第四十四條第一項の登録事業者（以下「登録事業者」という。）が特定標準器による校正等を行つた標準物質又はこれに連鎖して段階的に標準物質の値付けをされたもの（以下「特定標準物質」という。）による標準物質の値付けを行つたものを使用すること。
二 令第二條第十七号ヌ及びルに掲げる濃度計 日本産業規格Z八八〇二（二〇〇一）の八・二・二に適合する方法であつて、特定二次標準物質等による標準物質の値付けを行つたものを使用すること。

第二章 正確な特定計量器等の供給
第一節 製造
（製造とみなされる改造）
第四条 法第二條第五項の経済産業省令で定める改造は、次に掲げる改造以外の改造とする。

一 タクシーメーターの自動車への取付け
二 皮革面積計に係る拡大指示機構又は送り速さ機構の改造
三 アネロイド型圧力計に係る目盛板、弾性受圧部（拡大機構に連結するために変位端に固定した部分を含む。以下同じ。）、流体に直接接触する部分及び温度補整機構以外の部分の改造
（事業の区分）

第五条 法第四十條第一項の経済産業省令で定める事業の区分は別表第一の第二欄に掲げるとおりとし、その事業の区分の略称は同表の第三欄に掲げるとおりとする。
2 法第四十條第一項第四号に規定する検査のための器具、機械又は装置であつて、経済産業省令で定めるものは、別表第一の第二欄の事業の区分に応じ、同表の第四欄に掲げるとおりとする。

3 前項の場合において、別表第一の第四欄中の基準器については、登録事業者が特定標準器による校正等を行つた計量器又はこれに連鎖して段階的に計量器の校正等を行つたものを用いて定期的に校正を行つた計量器であつて、当該基準器と同じ又はより高い精度のものをもつてこれに代えることができる。
4 前二項の場合における基準器は、改造又は修理（第十条に規定する軽微な修理を含む。）をしたものであつて、その後において基準器検査に合格していないものであつてはならない。（事業の届出等）

第六条 法第四十條第一項の規定により事業の届出をしようとする者は、様式第一による届出書の正本一通及び副本二通を、電気計器に係る事業であつて当該事業に係る工場又は事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにあるものにあつては経済産業局長、その他の事業にあつては経済産業大臣に提出しなければならぬ。ただし、電気計器以外の特定計量器に係る工場又は事業場は、事業場の所在地を管轄する都道府県知事を経由してしなければならない。
2 都道府県知事は、前項の届出があつた場合において、届出に係る工場又は事業場の所在地が他の都道府県の区域にあるときは、その都道府県の都道府県知事に様式第二によりその旨を通知するものとする。
3 都道府県知事は、第一項の届出書の副本一通を保管するものとする。

4 経済産業大臣は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十條の七第三項の規定により第一項の届出をしようとする者に係る同法第三十條の五第一項に規定する本人確認情報の提供を受けることができるときは、当該届出をしようとする者に對し、住民票の写しを提出させることができる。

5 都道府県知事は、住民基本台帳法第三十條の八第一項の規定により第一項の届出をしようとする者に係る同法第三十條の五第一項に規定する本人確認情報を利用することができないときは、当該届出をしようとする者に對し、住民票の写しを提出させることができる。

（変更の届出等）
第七条 届出製造事業者は、法第四十二條第一項の規定により変更の届出をしようとするときは、様式第三による届出書の正本一通及び副本二通を、電気計器に係る事業であつて当該事業に係る工場又は事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにあるものにあつては経済産業局長、その他の事業にあつては経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、電気計器以外の特定計量器に係る工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事を経由してしなければならない。

2 法第四十一條の規定により届出製造事業者の地位を承継した者は、法第四十二條の事実を証する書面として次に掲げるものを前項の届出書に添えて提出しなければならない。
一 法第四十一條の規定により事業の全部を譲り受けたことによつて届出製造事業者の地位を承継した者であつて、個人にあつては、様式第四による書面、法人にあつては、当該書面及び登記事項証明書

二 法第四十一條の規定により届出製造事業者の地位を承継した相続人であつて、二人以上の相続人の全員同意により選定された者にあつては、様式第五による書面及び戸籍謄本
三 法第四十一條の規定により届出製造事業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外の者にあつては、様式第六による書面及び戸籍謄本
四 法第四十一條の規定により合併によつて届出製造事業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第四十一條の規定により分割によつて届出製造事業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

は、様式第六の二による書面及びその法人の登記事項証明書

3 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の届出に準用する。

4 経済産業大臣は、住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により第一項の届出をしようとする者に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報の提供を受けることができないときは、当該届出をしようとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

5 都道府県知事は、住民基本台帳法第三十条の八第一項の規定により第一項の届出をしようとする者に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報を利用することができないときは、当該届出をしようとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

(検査義務)

第八条 法第四十三条の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 検査規則が制定され、その検査規則が確実に履行されていること。

二 検査管理責任者又は検査部門（以下「検査管理責任者等」という。）が設置され、その検査管理責任者等が検査を統括していること。

三 一定の周期で検査設備（第五条第二項に規定する検査のための器具、機械又は装置を含む。以下同じ。）の検査が行われ、適正な検査を行うことができるように管理されていること。

四 当該特定計量器の構造及び器差を検査するために必要な性能を有する検査設備を用いて、第一号の検査規則に基づき全数検査により適正に検査が行われていること。

五 検査に合格しなかった特定計量器が再調整され、又は廃棄されていること。

六 検査管理責任者等が、検査記録を作成し、その検査管理責任者等の責任においてこれが三年以上保存されていること。

(廃止の届出)

第九条 届出製造事業者は、法第四十五条第一項の規定により事業の廃止の届出をしようとするときは、様式第七による届出書の正本一通及び副本二通を、電気計器に係る事業であつて当該事業に係る工場又は事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにあるものにあつては経済産業局長、その他の事業にあつては経済産業大臣に

提出しなければならない。ただし、電気計器以外の特定計量器に係る場合にあっては、その事業を行っている主たる工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事を経由してしなければならない。

2 第六条第二項及び第三項の規定は、前項の届出に準用する。

第二節 修理

第一款 検定証印等の除去

(軽微な修理)

第十条 法第四十六条第一項の経済産業省令で定める軽微な修理は、次のとおりとする。

一 タクシメーターに係る次に掲げる修理（タリフ定数の設定部の封印の除去を伴わないものに限る。）

イ 料金計算機能に係る電気回路部品の取替え

ロ 料金計算機能に係るプログラム若しくは設定値の書き込み

二 質量計に係る次に掲げる修理

イ 非自動はかりに係る次に掲げる修理

(1) 水平調整ねじ、目盛覆い、調節脚又は下げ振り式水平器の下げ振りの補修又は取替え

(2) 台はかりに係る台環又は支え鉄の補修又は取替え

ロ 自動はかりに係る次に掲げる修理

(1) ホッパースケールに係る日本産業規格B七六〇三（二〇一九）附属書に掲げる軽微な修理

(2) 充填用自動はかりに係る日本産業規格B七六〇四（二〇一九）附属書に掲げる軽微な修理

(3) コンベヤスケールに係る日本産業規格B七六〇六（二〇一九）附属書に掲げる軽微な修理

(4) 自動捕捉式はかりに係る日本産業規格B七六〇七（二〇二二）附属書に掲げる軽微な修理

三 皮革面積計に係る踏み板、テーブル、留めつめ又はリボンの補修又は取替え

四 積算体積計に係る次に掲げる修理

イ 水道メーター又は温水メーターに係るストレーナー又はパッキンの取替え又は清掃

ロ 燃料油メーターに係るストレーナーの取替え又は清掃

ハ 液化石油ガスメーターに係る次に掲げる修理

(1) ノズル先端部のパッキンの取替え

(2) ストレーナーの取替え又は清掃

ニ ガスメーターに係る次に掲げる修理

(1) 潤滑油の取替え又は補充

(2) 差圧測定用配管、差圧計又はコックの取替え

(3) 羽根車又は回転子の清掃

(4) ストレーナーの取替え又は清掃

(5) 油面窓の汚れの補修又は取替え

五 アネロイド型圧力計に係る透明目盛覆板の取替え

六 積算熱量計に係るストレーナーの取替え又は清掃

七 照度計に係る次に掲げる修理

イ 受光部を除く外箱の補修

ロ 受光部のコードを除くコードの取替え

ハ 騒音計に係る日本産業規格C一五一六（二〇二〇）附属書に掲げる軽微な修理

九 振動レベル計に係るビックアップコードを除くコードの補修又は取替え

十 濃度計（酒精度浮ひょうを除く。）に係る次に掲げる修理

イ 令第二条第十七号イからリまでに掲げる濃度計に係る次に掲げる修理

(1) 配管又は流量制御関係部品の補修又は取替え

(2) 光源用ランプ、フィルターエレメント、ポンプのダイヤフラム又は自動校正用の標準物質若しくは反応液の取替え

(3) プリント回路の取替え（法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認（以下「型式の承認」という。）のときに経済産業大臣が示す範囲に限る。）

ロ 令第二条第十七号ヌに掲げる濃度計に係る日本産業規格B七九六〇（二〇二二）附属書に掲げる軽微な修理

ハ 令第二条第十七号ルに掲げる濃度計に係る日本産業規格B七九六〇（二〇二二）附属書に掲げる軽微な修理

十一 電池、ヒューズ、電源コードその他の電源部の補修又は取替え

十二 外箱を開けないで行うねじ、ゴム足、外箱その他の部品の補修又は取替え

2 法第四十九条第三項の経済産業省令で定める軽微な修理は、次のとおりとする。

一 絶縁がいしの補修又は取替え

二 外箱の補修

三 絶縁油の取替え

(簡易修理)

第十一条 法第四十九条第一項ただし書の経済産業省令で定める修理は、次のとおりとする。

一 タクシメーターに係る次に掲げる修理

イ たわみ軸又はコネクタの補修又は取替え

ロ 料金計算機能に係る電気回路部品（当該タクシメーターの性能及び器差に著しく影響を与えることのないものに限る。）の取替え（タリフ定数の設定部の封印の除去を伴うものに限る。ハにおいて同じ。）

ハ 料金計算機能に係るプログラム若しくは設定値の書き込み

ニ 記憶素子その他の記録媒体への運賃計算に係る設定値の書き込み及び当該記憶素子その他の記録媒体の取替え

ホ タリフ定数を印字するための印字装置の補修又は取替え

質量計に係る次に掲げる修理

イ 非自動はかりに係る次に掲げる修理

(1) 棒はかりに係る次に掲げる修理

(i) 懸垂皿、皿ひも、皿環、つりかぎ、つり環、取緒、取緒環又は不定量おもりのおもり糸若しくはおもり環の補修又は取替え

(ii) さおの曲がりの矯正

(iii) 目盛標識の復元

(2) 皿はかり又は台はかりに係る次に掲げる修理

(i) 増おもりかけ、調子玉、重心玉、水平器、にらみ、にらみ窓、限界停止機構、送りおもりのつめ若しくはノック、零点未満に送りおもりを移動させないための金具、調節ねじ、刃ぶた、関節部のピン、指針、つり環、ラック押さえ、スチールバンド、増おもりの上げ下げ機構又は衝撃防止機構の補修又は取替え

- (ii) ボールベアリング、増おもり台、休み機構、減衰機構、被計量物計量用容器又は振子の受けゴム若しくはストッパの取手の補修
- (iii) 指針軸のバランスの調整
- (iv) ラックとラックピニオンの関係位置の調整による零点の調整
- (3) 皿はかりに係る皿、皿受け、懸垂皿のひも、つりかぎ、度表又は度表の指針の補修又は取替え
- (4) 台はかりに係る次に掲げる修理
- (i) 台板、かさ板、たすき、送りおりの自動送り機構、振れ止め機構の部品又はなすかんの受軸の補修又は取替え
- (ii) 立筒の補修
- (iii) 刃と刃受けとの関係位置に影響を及ぼさない範囲内における額縁の補修
- (5) 光電式はかりの光源用電球の取替え
- (6) 電気式はかりに係る次に掲げる修理
- (i) 印字機構の部品、外部記憶機構、外部入力機構又は表示機構（累加表示機構及び遠隔表示機構を含む。）の電源部の補修又は取替え
- (ii) 料金計算機能に係る電気回路部品（当該電気式はかりの性能及び器差に著しく影響を与えることのないものに限る。）の取替え
- (7) 手動天びんに係る次に掲げる修理
- (i) 度表、覆い箱若しくはその部品、調子玉、水平器、皿その他の荷重受け部品、ライダー掛け又は休み機構の補修又は取替え
- (ii) 両ひじ長さの調整
- 自動はかりに係る次に掲げる修理
- (1) ホッパースケールに係る日本産業規格B七六〇三（二〇一九）附属書に掲げる簡易修理
- (2) 充填用自動はかりに係る日本産業規格B七六〇四―（二〇一九）附属書に掲げる簡易修理
- (3) コンベヤスケールに係る日本産業規格B七六〇六―（二〇一九）附属書に掲げる簡易修理

- (4) 自動捕捉式はかりに係る日本産業規格B七六〇七（二〇二一）附属書に掲げる簡易修理
- ハ 定量おもりに係るおもり糸又はおもり環の補修又は取替え
- 三 ガラス製温度計（ガラス製体温計を除く。）に係る外管の頭部を封じている部分の補修又は取替え
- 四 皮革面積計に係る次に掲げる修理
- イ 分解清掃
- ロ ピンの送り出しカム、縦シャフト、星型歯車又はウォーム歯車の補修又は取替え
- 五 積算体積計に係る次に掲げる修理
- イ 印字機構の取外し
- ロ 水道メーター又は温水メーターに係る次に掲げる修理
- (1) 分解清掃
- (2) 表示機構の透明覆板の取替え
- (3) パルス発信機構の補修又は取替え（外箱を取り外さないでできるものに限る。）
- ハ 燃料油メーター又は液化石油ガスメーターに係る次に掲げる修理
- (1) 空気分離器（液化石油ガスメーターにあつてはガス分離器）の補修又は取替え
- (2) 数字車、数字円板、零戻し機構の補修又は取替え
- (3) バルブ、ノズル、ホースの補修又は取替え
- (4) 分解清掃
- (5) パルス発信機構の補修又は取替え（外箱を取り外さないでできるものに限る。）
- (6) 電源回路又はポンプその他の部分の制御回路のみを有するプリント回路の取替え
- (7) 料金計算機能に係る電気回路部品（当該燃料油メーター又は液化石油ガスメーターの性能及び器差に著しく影響を与えることのないものに限る。）の取替え
- (8) 補助装置の補修又は取替え（日本産業規格B八五七二―（二〇〇八）の八・六・二又はB八五七四（二〇一三）の八・六のデジタル信号の適用を受けることができるものに限る。）

- ニ ガスメーターに係る次に掲げる修理（外箱を取り外さないでできるものに限る。）
- (1) 出入口金具又は出入口管の補修又は取替え
- (2) 表示機構の透明覆板の補修又は取替え
- (3) 外部のハンダ付け又は外箱のへこみの復元
- (4) 回転子式ガスメーター又はタービン式ガスメーターに係るベアリング若しくはパイロットギヤの取替え又は清掃
- (5) パルス発信機構の補修又は取替え
- 六 量器用尺付タンクに係る搭載される自動車の取替え
- 七 アネロイド型圧力計に係る次に掲げる修理
- イ 渦巻ばね、拡大機構又は電気接点の調整
- ロ 目盛板、弾性受圧部、流体に直接接触する部分及び温度補整機構以外の補修又は取替え
- ハ 電気式アネロイド型血圧計に係る表示機構、弾性受圧部、流体に直接接触する部分、温度補整機構及び電気回路部品（当該電気式アネロイド型血圧計の性能及び器差に著しく影響を与えるものに限る。）以外の補修又は取替え
- 八 積算熱量計に係る次に掲げる修理
- イ 流量計量部の分解清掃
- ロ ストレイナーの取替え
- ハ 表示機構の透明覆板の取替え（外箱を取り外さないでできるものに限る。）
- ニ パルス発信機構の補修又は取替え（外箱を取り外さないでできるものに限る。）
- 九 照度計に係る電源スイッチ、測定レンジ切替えスイッチその他のスイッチの取替え
- 十 騒音計に係る日本産業規格C一五一六（二〇二〇）附属書に掲げる簡易修理
- 十一 振動レベル計に係る次に掲げる修理
- イ 電源スイッチ、レンジ切替器のスイッチその他のスイッチの補修又は取替え（外箱を開けて行うものに限る。以下ロ及びハにおいて同じ。）
- ロ 電池その他の電源部の補修又は取替え
- ハ ねじ、パッキン、表示機構の透明覆板、外箱その他の部品（当該振動レベル計の性能及び器差に著しく影響を与えることのないものに限る。）の補修又は取替え（検定証印等が付された部位を交換しないでできるものに限る。）

- ニ 外箱を開けないで行うピックアップコーダの補修又は取替え
- ホ 電気回路部品（当該振動レベル計の性能及び器差に著しく影響を与えることのないものに限る。）の補修又は取替え
- ヘ ピックアップを除く分解清掃
- 十二 濃度計（酒精度浮ひょうを除く。以下この号において同じ。）に係る次に掲げる修理
- イ 令第二十七号イからリに掲げる濃度計に係る次に掲げる修理
- (1) 光束断続器、光学フィルター、干渉セル、試料セル、分析部の電極、コンパター又はオゾン発生器の取替え
- (2) 温度調節器又は湿度調節器の補修又は取替え
- (3) 電気回路部品（当該濃度計の性能及び器差に著しく影響を与えることのないものに限る。）の取替え
- ロ 令第二十七号ヌに掲げる濃度計に係る日本産業規格B七九六〇―（二〇二二）附属書に掲げる簡易修理
- ハ 令第二十七号ルに掲げる濃度計に係る日本産業規格B七九六〇―（二〇二二）附属書に掲げる簡易修理
- 十三 デジタル表示機構に係るプリント回路であつて、論理回路のみで構成されているものの取替え
- 2 法第四十九条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は特定計量器検定検査規則（通商産業省令第七十号。以下「検定検査規則」という。）第六十四条の規定を、同項の経済産業省令で定める使用公差は検定検査規則第六十五条の規定を、法第四十九条第一項の検定証印等の除去は検定検査規則第二十九条の規定を準用する。
- (型式承認表示を除去しない修理等)
- 第十二条 法第四十九条第二項ただし書の経済産業省令で定める修理は、前条第一項に掲げる修理及び当該特定計量器に係る型式の承認のときに、特定計量器をその承認に係る型式と同一の型式に属するものとして国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）又は日本電気計器検定所が示す構造の範囲における修理とする。
- 2 法第四十九条第二項で規定する法第八十四条第一項（第八十九条第四項において準用する場合

合を含む。）の表示の除去及び法第四十九条第三項で規定する合番号の除去の方法は、検定検査規則第二十九条の規定を準用する。

第二款 修理の事業

(準用)

第十三条 第五条、第六条第一項、第七条、第八条及び第九条第一項の規定は、法第四十六条第一項の特定計量器の修理の事業に準用する。この場合において、第五条第一項及び第六條第一項中「法第四十条第一項」とあるのは「法第四十六條第一項」と、第五條第二項中「法第四十六條第一項」とあるのは「法第四十六條第一項」と、第六條第一項、第七條第一項及び第九條第一項中「副本二通」とあるのは「副本一通」と、第六條第一項中「その事業を行おうとする主たる工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事を経由してしなければならない」とあるのは「経済産業大臣に代えてその事業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない」と、第七條第一項及び第九條第一項中「その事業を行おうとする主たる工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事を経由してなければならない」とあるのは「経済産業大臣に代えてその事業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない」と、第七條及び第九條中「届出製造事業者」とあるのは「届出修理事業者」と、第七條第一項中「法第四十二条第一項」とあるのは「法第四十六條第二項において準用する法第四十二条第一項」と、第七條第二項中「法第四十一条」とあるのは「法第四十六條第二項において準用する法第四十一条」と、法第四十二条第二項において準用する法第四十二条第二項」と、第八條中「法第四十三条」とあるのは「法第四十七条」と、第九條中「法第四十五条第一項」とあるのは「法第四十六條第二項において準用する法第四十五条第一項」と、別表第一の第二欄中「製造する事業」とあるのは「修理する事業」と読み替えるものとする。

第三款 有効期間のある特定計量器に係る修理

(修理の基準)

第十四条 法第五十条第一項の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。
一 ごみ、さび、不要な油等が付着しているかどうかを点検し、付着している場合は、これを除去すること。

二 塗装のはく離又は変質があるかどうかを点検し、必要な場合は、これを補修すること。 三 表記が不鮮明なものではないか、又は誤認のおそれがないかどうかを点検し、必要な場合は、これを補修すること。 四 次の表の上欄に掲げる特定計量器に応じ、同表下欄に掲げる部品に摩耗、腐食その他の劣化又は損傷があるかどうかを点検し、必要な場合は、検定証印等の有効期間の満了までに劣化又は損傷により構造に影響を及ぼすことのないように補修又は取替えを行うこと。 ただし、次の表の上欄に掲げる自動車等給油メーターについては、経済産業大臣が別に定める点検等の基準に適合する場合はこの限りでない。 五 経年的に摩耗、腐食その他の劣化が生じる部品として、研究所又は日本電気計器検定所が型式の承認のときに指定した部品の取替えを行うこと。 六 前二号に掲げる部品以外の部品であつて、特定計量器の構造に影響を及ぼすものに摩耗、腐食その他の劣化又は損傷があるかどうかを点検し、必要な場合は補修又は取替えを行うこと。	自動車等給油メーター	イ 回転、しゅう動部品 ロ 電子回路部 ハ 表示機構 ニ パルス発信機構 ホ パッキン
	水道メーター及び温水メーター	イ 回転、しゅう動部品 ロ 電子回路部 ハ 表示機構 ニ パルス発信機構 ホ パッキン
最大需要電力計、電力量計、無効電力量計	イ 入力変換回路 ロ 電子回路部 ハ 電圧コイル	イ 回転、しゅう動部品 ロ 電子回路部 ハ 表示機構 ニ パルス発信機構 ホ パッキン
	ガスメーター	イ 膜 ロ 回転、しゅう動部品 ハ 電子回路部 ニ 表示機構 ホ パルス発信機構 ホ ホース・ノズル調整機構

積算熱量計	イ 回転、しゅう動部品 ロ 感温部 ハ 信号線 ニ 電子回路部 ホ 表示機構 ハ パルス発信機構 ト パッキン チ 電池	ニ 電流コイル ホ 回転部品 ヘ 調整機構 ト 表示機構 チ パルス発信機構 リ 電力開閉機構 ヌ 電池
	イ 回転、しゅう動部品 ロ 感温部 ハ 信号線 ニ 電子回路部 ホ 表示機構 ハ パルス発信機構 ト パッキン チ 電池	ニ 電流コイル ホ 回転部品 ヘ 調整機構 ト 表示機構 チ パルス発信機構 リ 電力開閉機構 ヌ 電池

2 前項第四号ただし書の規定による点検等を行ったときは、経済産業大臣が別に定める方法により、検定の申請を行うものとする。
(修理済表示)
第十五条 法第五十条第一項の表示（以下「修理済表示」という。）は、次の各号に定めるところにより付するものとする。
一 修理済表示を付する方法は、スタンプ（容易に消滅しないインクを用いたものに限る。）を打ち込み印、押し込み印、すり付け印、焼き印又ははり付け印とする。
二 修理済表示の形状は、次のとおりとする。
この場合において、次のイ及びロの円内の数字は、修理を行った西暦年数を表すものとする。ただし、西暦年数に係る表記方法は、経済産業大臣が別に定める方法とすることを妨げない。
イ 点検のみをした場合
ロ 補修又は取替えをした場合

2 都道府県知事は、住民基本台帳法第三十条の八第一項の規定により前項の届出をしようとする者に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報を利用することができないときは、当該届出をしようとする者に對し、住民票の写しを提出させることができる。	第十八条 第七條第一項及び第二項並びに第九條第一項の規定は、法第五十一条第一項の事業の届出をした者に準用する。この場合において、第七條第一項中「法第四十二条第一項」とあるのは「法第五十一条第二項において準用する法第四十二条第一項」と、第七條第二項中「法第四十一条」とあるのは「法第五十一条第二項において準用する法第四十一条」と、第九條中「法第四十五条第一項」とあるのは「法第五十一条第二項において準用する法第四十五条第一項」と読み替えるものとする。	三 修理済表示の大きさは、直径十八ミリメートル以上とする。 四 修理済表示には、当該点検又は補修を行った届出製造事業者又は届出修理事業者の名称、登録商標（商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第二条第五項の登録商標をいう。）又は経済産業大臣に届け出た記号（検定検査規則第七條第三項第一号の様式第六により届け出たものに限る。）を表示すること。 五 修理済表示を付する特定計量器の部分は、特定計量器の見やすい箇所とする。 第三節 販売 第十六条 法第五十一条第一項の経済産業省令で定める事業の区分は令第十三條第一号に掲げる非自動はかり、分銅及びおもりとし、事業の区分の略称は質量計とする。 (事業の届出) 第十七条 法第五十一条第一項の事業の届出をしようとする者は、様式第八による届出書をその営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(遵守事項)

第十九条 法第五十二条第一項の経済産業省令で定める販売事業者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

一 届出に係る特定計量器の性能及び使用の方法、当該特定計量器に係る法の規制その他の当該特定計量器に係る適正な計量の実施のために必要な知識の習得に努めること。

二 届出に係る特定計量器を購入する者に対し、適正な計量の実施のために必要な事項を説明すること。

第三章 特別な計量器

(家庭用特定計量器の技術上の基準)

第二十条 法第五十三条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、日本産業規格B七六一三(二〇一五)による。

(家庭用特定計量器の輸出の届出)

第二十一条 法第五十三条第一項の政令で定める特定計量器(以下「家庭用特定計量器」という。)の届出製造事業者は、輸出のため当該家庭用特定計量器を製造しようとするときは、同項ただし書の規定により、様式第九による届出書を当該家庭用特定計量器の製造を行う工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 家庭用特定計量器の輸入の事業を行う者は、輸出のため当該家庭用特定計量器の販売をしようとするときは、法第五十三条第二項のただし書の規定により、様式第十による届出書を当該家庭用特定計量器の販売を行う営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(表示の方法)

第二十二条 法第五十四条第一項の表示は、次の各号に定めるところにより、付さなければならぬ。

一 表示の方法は、刻印、印刷又ははり付けによるものとする。

二 表示の形状は、次のとおりとする。



三 表示の大きさは、直径八ミリメートル以上とする。

四 表示を付す家庭用特定計量器の部分は、家庭用特定計量器の見やすい箇所とする。

(販売事業者の家庭用特定計量器の輸出の届出)

第二十三条 法第五十五条の家庭用特定計量器の販売の事業を行う者は、輸出のため当該家庭用特定計量器の販売をしようとするときは、同条ただし書の規定により、様式第十による届出書を当該家庭用特定計量器の販売を行う営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(譲渡等制限特定計量器の輸出の届出)

第二十四条 法第五十七条第一項の政令で定める特定計量器(以下「譲渡等制限特定計量器」という。)の製造、修理又は輸入の事業を行う者は、輸出のため当該特定計量器を譲渡し、貸し渡し、又は修理を委託した者に引き渡そうとするときは、同条第一項ただし書の規定により、様式第十一による届出書を当該譲渡等制限特定計量器の製造若しくは修理を行う工場、事業場若しくは事業所又は輸入をした当該特定計量器の譲渡、貸し渡し若しくは引き渡しを行う営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 譲渡等制限特定計量器の販売の事業を行う者は、輸出のため当該譲渡等制限特定計量器を譲渡し、又は貸し渡そうとするときは、法第五十七条第二項ただし書の規定により、様式第十一による届出書を当該譲渡等制限特定計量器の譲渡又は貸し渡しを行う営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

第四章 特殊容器製造事業

第二十五条 法第十七条第一項の経済産業省令で定める型式は、日本産業規格S二二五〇容量表示付きガラス製びん(壺) 附属書Bによる。

(容器の材質)

第二十六条 法第十七条第一項の経済産業省令で定めるものは、日本産業規格S二二五〇容量表示付きガラス製びん(壺) の材質を有する容器とする。

(高さ)

第二十七条 法第十七条第一項の経済産業省令で定める高さは、日本産業規格S二二五〇容量表示付きガラス製びん(壺) 附属書Eによる。

(指定の申請)

第二十八条 法第十七条第一項の指定を受けようとする者は、法第五十九条により様式第五十四の申請書をその申請に係る工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第五十九条第三号の経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 ガラス原料の調合のための設備の名称、性能及び数

二 溶融ガラスの形成のための設備の名称、性能及び数

三 溶融ガラスの成形機への供給のための設備の名称、性能及び数

四 溶融ガラスの成形機の名称、性能及び数

五 成形した容器の冷却のための設備の名称、性能及び数

六 前各号の設備及び金型その他容器の形状を決めるのに必要な設備管理の方法

七 特殊容器の検査工程における検査のための設備の名称、性能及び数

八 法第六十三条第一項各号の検査の方法及び当該検査の管理の方法

第二十九条 削除

(指定の基準)

第三十条 法第六十条第二項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 ガラス原料の調合に関する事項

一定の割合にガラス原料を計量して、目標組成に応じた均質な調合原料にできる調合装置を用いること。

二 溶融ガラスの形成に関する事項

イ ガラス原料を加熱溶融し、均質な溶融ガラスが形成される温度制御ができるガラス溶融炉を用いること。

ロ 素地面を自動的に計測して、その変動を小さくできる素地面制御装置を用いること。

三 溶融ガラスの成形機への供給に関する事項

イ 溶融ガラスを成形に適した温度に調整できる温度調整装置を用いること。

ロ 一定の質量の溶融ガラスを成形機と同調して供給できるガラス素地供給装置を用いること。

四 溶融ガラスの成形に関する事項

イ 適切な冷却装置を有し、中空のガラス容器を成形できる成形機を用いること。

ロ ガラス素地供給装置と連動する成形機を用いること。

ハ 成形する際は、第二十五条に定める型式の形状及び容量に適合する金型を用いること。

五 成形した容器の冷却に関する事項

ガラスの徐冷点からひずみ点までの温度域を適切に徐冷できる装置を用いること。

六 設備及び金型の管理に関する事項

イ 前各号の設備をその精度が十分保持できるように適切に管理すること。

ロ 金型検査を行いその各部の寸法を管理すること。

2 法第六十条第二項第二号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 特殊容器の検査に必要な設備は、日本産業規格S二二五〇容量表示付きガラス製びん(壺) 附属書Cによること。

二 法第六十三条第一項第一号に適合しているかどうかの検査の方法は、日本産業規格S二二五〇容量表示付きガラス製びん(壺) 附属書Cによること。

三 法第六十三条第一項第二号に適合しているかどうかの検査の方法は、日本産業規格S二二五〇容量表示付きガラス製びん(壺) によること。

四 特殊容器の検査を行った場合は、速やかに次に掲げる事項を記載した検査記録を作成し、当該検査を行った日から三年以上保存すること。

イ 検査を行った特殊容器の型式及び数

ロ 検査を行った特殊容器のロットの製造年月日及び数

ハ 検査を行った年月日及び場所

ニ 検査を行った者の氏名

ホ 検査の方法

ヘ 検査の結果

(変更の届出等)

第三十一条 指定製造者は、法第六十二条第一項の規定により変更の届出をしようとするときは、様式第五十五による届出書をその届出に係る工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第六十一条の規定により指定製造者の地位を承継した者は、法第六十二条第二項の事実を証する書面として、次に掲げるものを第一項の届出書に添えて提出しなければならない。

一 法第六十一条の規定により事業の全部を譲り受けたことによつて指定製造者の地位を承継した者であつて、個人にあつては、様式第五十六による書面、法人にあつては、当該書面及び登記事項証明書

二 法第六十一条の規定により指定製造者の地位を承継した相続人であつて、二人以上の相

続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第五十七による書面及び戸籍謄本

三 法第六十一条の規定により指定製造者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第五十八による書面及び戸籍謄本

四 法第六十一条の規定により合併によつて指定製造者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第六十一条の規定により分割によつて指定製造者の地位を承継した法人にあつては、様式第五十八の二による書面及びその法人の登記事項証明書

三 都道府県知事は、住民基本台帳法第三十条の八第一項の規定により第一項の届出をしようとする者に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報を利用することができないときは、当該届出をしようとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

第三十二条 指定製造者は、法第六十三条第一項の規定により特殊容器に表示を付するときは、次の各号に定めるところにより付するものとする。

一 表示は、容易に消滅せず、かつ、明りように読みとれるものとする。



二 表示の大きさ及び形状は、七ミリメートル以上の短径とし、短径と長径の比が三対四となる大きさと、次のとおりとする。

三 表示を付する特殊容器の部分は、特殊容器の底面を除いた外側の部分であつて、表示が折れ曲がらない部分とする。

法第六十三条第二項の経済産業省令で定める方法は、次のとおりとする。

一 記号の表記は、容易に消滅せず、かつ、明瞭に読みとれるもので、前項第二号の表示に隣接した部分又は底面に表記すること。

二 容量の表記は、容易に消滅せず、かつ、明瞭に読みとれるもので、日本産業規格S二三五〇容量表示付きガラス製びん(壺)によること。

(容量公差)

第三十三条 法第六十三条第一項第二号の経済産業省令で定める容量公差は、日本産業規格S二三五〇容量表示付きガラス製びん(壺)の附属書Aによる。

(廃止の届出)

第三十四条 指定製造者は、法第六十五条の規定により事業の廃止の届出をしようとするときは、様式第五十九による届出書をその届出に係る工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(表示の抹消)

第三十五条 法第六十八条の規定により法第六十三条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を除去しようとする者は、次の各号のいずれかに定めるところにより除去しなければならない。

一 機械的な方法による除去

二 薬剤による除去

三 容易にはく離しない塗料による被覆

(外国製造者に係る指定の申請等)

第三十六条 法第六十九条第一項の外国製造者に係る法第六十九条第一項の指定を受けようとする者は、法第六十九条第一項において準用する法第五十九条により様式第五十四による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

二 前項の申請書には、当該申請に係る特殊容器の製造及び検査の方法に関する事項が法第六十九条第一項において準用する法第六十条第二項各号に適合していることを経済産業大臣が指定する者(外国に住所を有するものに限る。)が明らかにする書面を添付することができる。

三 第二十八条第二項及び第三十条の規定は法第六十九条第一項の外国製造者に係る法第六十九条第一項の指定に、第三十一条から第三十四条までの規定は指定外国製造者に準用する。この場合において、第三十一条第一項及び第三十四条中「その届出に係る工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「経済産業大臣」と、第三十一条第二項第一号中「住民票(法人にあつては、登記事項証明書)」とあるのは「その旨を証する書類」と、同項第二号中「戸籍謄本」とあるのは「その旨を証する書類」と、同項第三号中「戸籍謄本」とあるのは「その旨を証する書類」と読み替えるものとする。

第三十七条 経済産業大臣は、法第六十九条第一項の外国製造者に係る法第六十九条第一項の指定

をしたとき、又は指定外国製造者に係る法第六十九条の規定により指定を取り消したときは、その旨を申請者又は取消しの処分を受けた者に通知するものとする。

第五章 計量証明の事業

第一節 登録

(事業の区分)

第三十八条 法第七十条の経済産業省令で定める事業の区分は、別表第四の一欄に掲げるとおりとする。

(登録の申請)

第三十九条 法第七十条の登録を受けようとする者は、法第七十条により様式第六十による申請書をその申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

二 前項の申請書に法第七十条第五号ロに掲げる者の氏名及びその職務の内容を記載する場合にあつては、その申請書に当該事業に係る計量管理を主たる職務とする者が第四十条第三項に規定する条件に適合する知識経験を有する者であることを証する書面を添えなければならない。

第四十条 法第七十条第四号の器具、機械又は装置であつて、経済産業省令で定めるものは、別表第四の一欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の第二欄に掲げるとおりとする。

二 法第七十条第五号イの経済産業省令で定める計量士は、別表第四の一欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の第四欄に掲げるとおりとする。

三 法第七十条第五号ロの経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者は、特定計量器の性能及び使用方法その他の当該計量証明に使用する器具、機械又は装置についての使用上必要な知識その他の当該計量証明に必要な知識経験を有する者として経済産業大臣が別に定める基準に適合していると認められる者とする。

(登録の基準)

第四十一条 法第七十条第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 別表第四の一欄に掲げる事業の区分(第一号又は第三号に該当する場合を除く。)にあつては、同表の第一欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる特定計量器その他の器具、機械又は装置を、それぞれ同表の第三欄に掲げる数以上保有していること。

ただし、経済産業大臣が別に定める場合に該当する場合は、この限りでない。

二 計量証明に使用する器具、機械又は装置が、船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶又は令第五号に掲げる特定計量器に該当するときは、当該計量証明に使用する器具、機械又は装置が当該計量証明の事業を適確に遂行するに足りるものであること。

三 別表第四の第六号の二に掲げる事業の区分にあつては、同表の第二欄に掲げる特定計量器その他の器具、機械又は装置をそれぞれ同表の第三欄に掲げる数以上保有していること。ただし、経済産業大臣が別に定める場合に該当する場合は、この限りでない。

(登録簿)

第四十二条 都道府県知事は、計量証明の事業の登録簿を備え、これに次の事項を記録しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号

二 法第七十条第一号から第五号までに掲げる事項

三 法第七十条第二項又は第七十一条の規定による命令をしたときは、その命令の内容

四 法第七十三条の規定により事業の停止を命じたときは、その理由及びその期間

五 別表第四の第六号の二に掲げる事業の区分にあつては、法第七十一条の二の認定(以下この章において単に「認定」という。)又は法第七十一条の四の認定の更新(以下この章において単に「認定の更新」という。)を受けた年月日及び認定番号

(事業規程)

第四十三条 法第七十条第一項前段の規定により事業規程の届出をしようとする計量証明事業者は、様式第六十一の二による届出書に事業規程を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

二 別表第四の第一号から第六号まで、第七号及び第八号に掲げる事業の区分に係る法第七十条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 計量証明の対象となる分野に関する事項

二 計量証明を実施する組織に関する事項

三 計量証明の基準となる計量の方法に関する事項

四 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置の保管、検査及び整備の方法に関する事項

（認定の実施）

第四十九条の五 認定機関等は、認定又は認定の更新をしたときは、その申請者に特定計量証明事業に係る認定証（以下この節において「認定証」という。）を交付する。

2 認定証には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 認定の年月日及び認定番号
- 二 氏名又は名称及び住所
- 三 認定の区分
- 四 事業所の名称及び所在地
- 五 認定の有効期限

3 認定機関等は、認定又は認定の更新を行ったときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を経済産業大臣に報告しなければならない。

4 経済産業大臣は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、その旨をその認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

（変更の届出等）

第四十九条の六 認定特定計量証明事業者は、認定特定計量証明事業者若しくは特定計量証明事業を行う事業所の名称又は第四十九条の三第三号及び第四号口から二までに掲げる事項（経済産業大臣が別に定めるものに限る。）を変更したときは、遅滞なく、様式第六十三の四による届出書をその認定をした認定機関等に提出しなければならない。この場合において、認定証に記載された事項に変更があったときは、当該届出書にその認定証を添えて提出し、訂正を受けなければならない。

2 認定機関等は、前項の規定により提出された認定証を訂正したときは、その認定証の裏面に、認定証を訂正した年月日及び訂正した認定証に記載された事項を記入するものとする。

3 認定機関等は、前項の規定により認定証を訂正したときは、遅滞なく、訂正した事項を経済産業大臣に報告しなければならない。

4 経済産業大臣は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、その旨をその認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

（計量証明書）

第四十九条の七 法第二百一十一条の三第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 計量証明書である旨の表記

- 二 計量証明書の発行番号及び発行年月日
- 三 計量証明書を発行した認定特定計量証明事業者の氏名又は名称及び住所
- 四 計量証明を行った事業所の名称、所在地、認定番号及び登録番号
- 五 当該計量証明書に係る計量管理を行った者の氏名
- 六 計量の対象
- 七 計量の方法
- 八 計量証明の結果
- 九 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合にあつては、当該工程の内容、当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地

2 法第二百一十一条の三第一項の経済産業省令で定める標準は、次のとおりとする。



（認定証の再交付）

第四十九条の八 認定特定計量証明事業者は、認定証を汚し、損じ、又は失ったときは、様式第六十三の五による申請書に、その認定証（認定証を失ったときは、その事実を記載した書面）を添えて、その認定を受けた認定機関等に提出し、その再交付を受けることができる。

2 認定機関等は、前項の規定により認定証を再交付するときは、再交付する認定証の裏面に、再交付する年月日及び再交付する旨を記入するものとする。

（認定証の返納）

第四十九条の九 認定特定計量証明事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その認定証を経済産業大臣に返納しなければならない。

- 一 法第一百十三条の規定により計量証明事業者の登録が取り消され、又は事業の停止の命令を受けたとき。
- 二 法第二百一十一条の五の規定により認定が取り消されたとき。
- 三 法第二百一十一条の六で準用する法第六十六条の規定により認定が失効したとき。

2 経済産業大臣は、法第一百十三条の規定により事業の停止の命令を受けた者であつて、当該停止の期間が満了した者に対し、前項の規定により返納された認定証を返還するものとする。

（準用）

第四十九条の十 第七条第二項及び第三十四条の規定は、認定特定計量証明事業者に準用する。

この場合において、第七条第二項中「法第四十一条」とあるのは「法第二百一十一条の六において準用する法第四十一条」と、「前項の届出書に添えて」とあるのは「様式第六十三の四による届出書に添えてその認定をした認定機関等に」と、第三十四条中「法第六十五条」とあるのは「法第二百一十一条の六において準用する法第六十五条」と、「その届出に係る工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「その認定をした認定機関等」と読み替えるものとする。

2 認定機関等は、前項の規定により提出された届出書を受理したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、その旨をその事業所の所在地を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

第六章 計量士

第一節 登録

（計量士の区分）

第五十条 法第二百二十二条第二項の経済産業省令で定める計量士の区分は、次のとおりとする。

- 一 濃度に係る計量士（以下「環境計量士（濃度関係）」という。）
- 二 音圧レベル及び振動加速度レベルに係る計量士（以下「環境計量士（騒音・振動関係）」という。）
- 三 前二号に掲げる物象の状態の量以外のものに係る計量士（以下「一般計量士」という。）

第五十一条 法第二百二十二条第二項第一号の経済産業省令で定める条件は、次のとおりとする。

- 一 環境計量士（濃度関係）にあつては、次のいずれかに該当すること。
- イ 濃度に係る計量に関する実務に一年以上従事していること。
- ロ 第一百九条第五号に規定する環境計量講習（濃度関係）を修了していること。
- ハ 薬剤師の免許を受けていること。

- ニ 職業訓練指導員免許（免許職種が化学分析科であるものに限る。）を受けていること。
- ホ 職業能力開発校（訓練科が化学系化学分析科であるものに限る。）を修了していること。

ヘ 技能検定のうち、検定職種を化学分析（等級の区分が一級又は二級のものに限る。）又は産業洗浄（実技試験の科目を化学洗浄作業とするものに限る。）とするものに合格していること。

- ト 技術士（衛生工部門に係る登録を受けている者に限る。）の登録を受けていること。
- 二 環境計量士（騒音・振動関係）にあつては、次のいずれかに該当すること。
- イ 音圧レベル及び振動加速度レベルに係る計量に関する実務に一年以上従事していること。
- ロ 第一百九条第六号に規定する環境計量講習（騒音・振動関係）を修了していること。

- ハ 職業訓練指導員免許（免許職種が公害検査科であるものに限る。）を受けていること。
- ニ 職業能力開発校（訓練科が化学系公害検査科であるものに限る。）を修了していること。

ホ 技術士（物理及び化学を選択科目とする応用理学部門に係る本試験に合格した者に限る。）の登録を受けていること。

- 三 一般計量士にあつては、計量に関する実務に一年以上従事していること。

法第二百二十二条第二号の経済産業省令で定める条件は、次のとおりとする。

- 一 環境計量士（濃度関係）にあつては、濃度に係る計量に関する実務に二年以上従事し、かつ、次のいずれかに該当すること。
- イ 第一百九条第三号に規定する環境計量特別教習（濃度関係）を修了していること。

ロ 薬剤師の免許を受けていること。
ハ 職業訓練指導員免許（免許職種が化学分析科であるものに限る。）を受けていること。

二 職業能力開発校（訓練科が化学系化学分析科であるものに限る。）を修了していること。

ホ 技能検定のうち、検定職種を化学分析（等級の区分が一級又は二級のものに限る。）又は産業洗浄（実技試験の科目を化学洗浄作業とするものに限る。）とするものに合格していること。

二 環境計量士（騒音・振動関係）にあつては、音圧レベル及び振動加速度レベルに係る計量に関する実務に二年以上従事し、かつ、次のいずれかに該当すること。
イ 第百十九号第四号に規定する環境計量特別教育（騒音・振動関係）を修了していること。

ロ 職業訓練指導員免許（免許職種が公害検査科であるものに限る。）を受けていること。
ハ 職業能力開発校（訓練科が化学系公害検査科であるものに限る。）を修了していること。

三 一般計量士にあつては、質量に係る計量に関する実務に二年以上従事していること。
前二項各号に規定する計量に関する実務は、次のいずれかに該当するものとする。

一 特定計量器の定期検査、検定又は計量証明検査業務
二 基準器検査の業務
三 計量に関する取締りの業務
四 計量管理の業務又は計量管理に関する指導の業務

五 計量器の製造又は修理に関する技術者としての業務
第一項第一号イ、第二号イ及び第三号に規定する実務は、前項各号に掲げる業務ごとに、経済産業大臣が別に定める基準に適合しなければならない。

（教育の課程）
第五十二条 法第百二十二条第二項第二号に規定する教育の課程は、環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）の区分にあつては第百十九号第一号に規定する一般計量教育、一般計量士の区分にあつては同条第一号に

規定する一般計量教育及び同条第二号に規定する一般計量特別教育とする。
（計量行政審議会の認定の申請）
第五十三条 令第三十条第一項の規定による認定の申請は、様式第六十四号による申請書に、第五十一条第二項各号の条件に適合することを証する書面を添えて提出して行うものとする。

（計量士資格認定証の再交付の申請）
第五十三条之二 令第三十一条の規定による認定証の再交付の申請は、様式第六十五号による申請書を提出して行うものとする。

（登録の申請）
第五十四条 令第三十二条第一項の登録の申請は、様式第六十六号による申請書を提出して行うものとする。

二 令第三十二条第二項に規定する都道府県知事が法第百二十二条第二項第一号の条件に適合することを証する書面（第五十一条第一項第一号イ、第二号イ及び第三号に係るものに限る。）は、様式第六十六号之二によるものとする。

三 令第三十二条第二項の計量士国家試験に合格した者が添えなければならない経済産業省令で定める書類は、第五十一条第一項各号に掲げる条件に適合する旨の書面（同項第一号イ、第二号イ及び第三号に係るものにあつては、経済産業大臣が別に定める基準について、経済産業大臣が別に定める者が証する書面）及び合格証書の写しとする。

四 法第百二十二条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 登録の年月日及び登録番号
二 計量士の区分
三 計量士国家試験の合格年月日又は計量行政審議会の認定年月日

（計量士登録簿の記載事項）
第五十五条 令第三十三条の計量士登録簿には、計量士の区分ごとに氏名、生年月日及び前条第四項各号に掲げる事項を記載するものとする。

（計量士登録証の記載事項）
第五十六条 令第三十四条第二項の経済産業省令で定める事項は、第五十四条第四項第一号及び第二号に掲げる事項とする。

（計量士登録証の訂正の申請）
第五十七条 令第三十五条の規定による計量士登録証の訂正の申請は、様式第六十七号による申請書に計量士登録証を添えて提出して行うものとする。

（計量士登録証の再交付の申請）
第五十八条 令第三十六条の規定による計量士登録証の再交付の申請は、様式第六十八号による申請書に、計量士登録証（計量士登録証を失ったときは、その事実を記載した書面）を添えて提出して行うものとする。

（登録の取消し等）
第五十九条 経済産業大臣は、法第百二十三号の規定により計量士の登録を取り消し、又は計量士の名称の使用の停止を命じたときは、理由を付して、その旨を取消し又は停止の処分を受けた者及びその者の住所又は勤務地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

第六十条 削除
（計量士登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求）
第六十一条 令第三十八条の規定による計量士登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求は、様式第六十九号による請求書を提出して行なうものとする。

第六十二条 削除
第二節 計量士国家試験
（試験区分及び試験科目等）
第六十三条 計量士国家試験（以下この章において「試験」という。）は、次の表の上欄に掲げる試験区分に応じ、同表の下欄に掲げる試験科目について、筆記試験により行う。

試験区分	試験科目
環境計量士（濃度関係）	一 環境計量に関する基礎知識（環境関係法規及び化学に関する基礎知識） 二 化学分析概論及び濃度の計量 三 計量関係法規 四 計量管理概論
環境計量士（騒音・振動関係）	一 環境計量に関する基礎知識（環境関係法規及び物理に関する基礎知識） 二 音響・振動概論並びに音圧レベル及び振動加速度レベルの計量 三 計量関係法規 四 計量管理概論
一般計量士	一 計量に関する基礎知識 二 計量器概論及び質量の計量 三 計量関係法規 四 計量管理概論

二 前項の表の上欄に掲げる試験区分のうち一の試験区分の試験に合格した者に対しては、その者の願により、他の試験区分の試験において

計量関係法規及び計量管理概論の試験科目を免除することができる。
（試験委員）
第六十四条 試験に関する事務をつかさどらせるため、経済産業省に計量士国家試験委員を置く。

（試験場所等の公示）
第六十五条 試験の場所、日時、受験の願書の提出期限その他必要な事項は、試験を行う三月前までに公示する。

（受験の申請）
第六十六条 試験を受けようとする者は、計量士国家試験願書を経済産業大臣に提出しなければならない。

二 第六十三条第二項の規定により試験科目の免除を受けようとする者は、前項の願書に、既に合格した試験区分の試験についての合格証書の写しを添えなければならない。

（受験の停止等）
第六十七条 経済産業大臣は、試験に関して不正行為があつたときは、当該不正行為に関係のある者について、当該受験を停止し、若しくは無効とし又は期限を定めて試験を受けさせないことができる。

（合格証書の授与）
第六十八条 経済産業大臣は、試験の合格者について、合格証書を授与する。

（合格証書の再交付）
第六十八条之二 試験の合格者がやむを得ない事由により、その合格証書を汚し、損じ、又は失つたときは、その再交付を受けることができる。

二 合格証書の再交付を受けようとする者は、様式第七十一号による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（合格者の公示）
第六十九条 試験の合格者の受験番号は、公示する。

（受験の手数料）
第七十条 試験を受験しようとする者が納めた手数料は、受験しないときであっても返還しない。

第七十一条 削除
第七章 適正計量管理事業所
第七十二条 法第百二十七条第一項の指定を受けようとする者は、同条第二項により、様式第七

十二による申請書を、事業所ごとに、国の事業所にあつては当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事（その所在地が特定市町村の区域にある場合にあつては、特定市町村の長）を経由して当該事業所の所在地を管轄する経済産業局長に、その他の事業所にあつては当該事業所の所在地が特定市町村の区域にある場合に限り特定市町村の長を経由して当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書の作成については、同一の都道府県又は特定市町村の区域内に二以上の事業所を有する者は、それらの事業所を一括して行うことができる。

3 第一項の申請書の作成については、その構成員のすべての事業所につき、同一の計量士が計量管理を行うこととされている団体の構成員は、共同して行うことができる。

第七十三条 法第二百二十七条第二項第五号の経済産業省令で定める計量管理の方法に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 計量管理を実施する組織
- 二 使用する特定計量器の検査の実施の方法及び時期
- 三 使用する特定計量器の検査のための設備の保管及び整備の方法
- 四 計量の方法及び量目の検査の実施の方法及び時期
- 五 その他計量管理を実施するため必要な事項（計量管理の方法の検査等）

第七十四条 都道府県知事又は特定市町村の長は、法第二百二十七条第三項の規定により第七十二条の申請書に記載されている当該事業所における計量管理の方法について検査を行った場合であつて、その申請書が国の事業所に係るものであるときは、法第二百二十七条第四項の規定により、その結果に基づいて様式第七十三による検査書を作成し、これをその申請書に添えて、当該都道府県又は当該特定市町村の区域を管轄する経済産業局長に送付するものとする。

2 特定市町村の長は、法第二百二十七条第三項の規定により第七十二条の申請書に記載されている当該事業所における計量管理の方法についての検査を行った場合であつて、その申請書が国の事業所以外の事業所に係るものであるときは、法第二百二十七条第四項の規定により、その

結果に基づいて様式第七十三による検査書を作成し、これをその申請書に添えて、当該特定市町村の区域を管轄する都道府県知事に送付するものとする。

（指定の基準）

第七十五条 法第二百二十八条第一号の経済産業省令で定める計量士は、次のとおりとする。

- 一 令第二十五条第十五号及び第十六号に掲げる特定計量器については、環境計量士（騒音・振動関係）
- 二 令第二十七条第十七号イからルまでに掲げる特定計量器については、環境計量士（濃度関係）
- 三 前号に掲げる特定計量器以外のものについては、一般計量士

2 法第二百二十八条第一号の検査は、次の基準を満たすものとする。

- 一 令第十条第一項又は令第二十九条の別表第五の上欄に掲げる特定計量器であつて、令第十条第一項に掲げるもの以外のものについては、法第十九条第二項又は法第一百六条第二項に定めるところにより行うものであること。
- 二 前号に掲げるもの以外の特定計量器（令第五条に掲げるものを除く。）については、その性能が法第五十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するかどうか及びその器差が同項第二号の経済産業省令で定める使用公差を超えないかどうかの検査を、同条第二項及び第三項の経済産業省令で定める方法により行うものであること。

この場合において、検定検査規則第六十七条中「基準器又は第二十条で規定する標準物質」とあるのは、「基準器若しくは標準物質、登録事業者が特定標準器による校正等をされた計量器若しくは標準物質であつて当該基準器若しくは標準物質と同じ若しくはより高精度のもの又はこれらの計量器若しくは標準物質に連鎖して段階的に計量器の校正等をされた計量器若しくは標準物質を用いて定期的に校正等を行った計量器若しくは標準物質であつて当該基準器若しくは標準物質と同じ若しくはより高い精度のもの」と読み替えるものとする。

3 法第二百二十八条第二号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該事業所にその従業員であつて適正な計量管理を行うために必要な業務を遂行するこ

とを職務とする者（以下「適正計量管理主任者」という。）が必要な数だけ置かれ、必要な数の計量士の指導の下に適正な計量管理が行われていること又は当該事業所に専ら計量管理を職務とする従業員であつて計量士の資格を有する者が必要な数だけ置かれ、適正な計量管理が行われていること。

二 当該事業所における適正計量管理主任者及び従業員が、当該事業所の計量管理を行う計量士により計量的に量目の検査その他の計量管理に関する指導を受け、それに基づき量目の検査及び特定計量器の検査を定期的に行っていること。

三 当該事業所の計量管理を行う計量士の指導の下に当該事業所における計量管理の内容及び方法を記載した計量管理規程を定め、これを遵守していること。

四 その他適正な計量管理を行うため、次の事項を遵守するものであること。

- イ 当該事業所における計量管理を行う計量士が、その職務を誠実に行うこと。
- ロ 申請者は、計量管理に関し、計量士のその職務を行う上での意見を尊重すること。
- ハ 当該事業所の従業員が、当該事業所の計量管理を行う計量士がその職務を行う上で必要であると認めてする指示に従うこと。

（指定の通知）

第七十六条 経済産業局長又は都道府県知事は、法第二百二十七条第一項の規定により適正計量管理事業所の指定を行ったときは、その旨を申請者及びその事業所の所在地を管轄する都道府県知事又は特定市町村の長に通知するものとする。

（帳簿の記載）

第七十七条 法第二百二十七条第一項の指定を受けた者は、法第二百二十九条の規定により、次の各号に掲げる事項について記載した帳簿を事業所ごとに備えなければならない。

- 一 法第二百二十八条第一号の検査を行った年月日
- 二 前号の検査を行った計量士の氏名、登録番号及び計量士の区分
- 三 第一号の検査を行った特定計量器の種類及び数並びにその検査の結果及び行った措置の内容

2 法第二百二十七条第一項の指定を受けた者は、法第二百二十八条第一号の検査を行った後、遅滞

なく、前項各号に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

3 法第二百二十九条の規定により帳簿を保存しなければならない期間は、帳簿の最終の記載の日から起算して、三年とする。

（電磁的方法による保存）

第七十七条之二 前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第八十六条の二において同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることのできるようして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第二百二十九条に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（標識）

第七十八条 法第三十条の経済産業省令で定める様式の標識は、次のとおりとする。



（指定の取消し）

第七十九条 経済産業局長又は都道府県知事は、法第三十二条の規定により指定を取り消したときは、その旨を当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事又は特定市町村の長に通知するものとする。

（写しの提出）

第八十条 法第二百二十七条第二項又は第二百三十三条において準用する法第六十二条第一項及び第六十五条の規定により経済産業局長又は都道府県知事に申請書又は届出書を提出する者は、その写しを経由する都道府県知事又は特定市町村の長に提出しなければならない。

（準用）

第八十一条 第三十一条及び第三十四条の規定は、法第二百二十七条第一項の指定を受けた者に準用する。この場合において、第三十一条及び第三十四条中「その届出に係る工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「国の事業所にあつては、当該事業所の所在地

2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(業務の休廃止)

第八十七條 指定校正機関は、法第百四十二条において準用する法第三十二条の規定により校正業務の全部若しくは一部の休止又は廃止の届出をするときは、全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする日の三月前までに、様式第七十八による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(事業所の変更の届出)

第八十八條 指定校正機関は、法第百四十二条において準用する法第百六条第二項の規定により校正業務を行う事業所の所在地の変更の届出をしようとするときは、様式第七十九による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。(手数料の認可等)

第八十九條 研究所、機構、日本電気計器検定所又は指定校正機関は、法第百五十八条第二項の規定による手数料の認可を受けようとするときは、様式第八十による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。手数料の額の変更の認可を受けようとするときも、同様とする。

第二節 特定標準器以外の計量器による校正等

(登録に係る区分)

第九十條 法第百四十三条第一項の登録に係る物の状態の量は法第二条第一項第一号及び第二号に掲げるものとし、次のとおり区分する。なお、区分の名称については、機構が別に定める。

- 長さ
- 質量
- 時間、周波数及び回転速度
- 温度
- 光度、放射強度、光束、輝度及び照度
- 角度
- 体積
- 速さ
- 速さ、質量流量及び流量
- 加速度及び振動加速度レベル
- 電流、電圧、静電容量、インダクタンス、電気抵抗、インピーダンス、電力、無効電力、皮相電力、電力量、無効電力量及び皮相電力量であつて、直流又は周波数が主として一メガヘルツ以下のもの

十二 電圧、インピーダンス、電力及び電磁波の減衰量であつて、周波数が主として一メガヘルツより高いもの並びに電界の強さ、磁界の強さ及び電磁波の電力密度

十三 密度、濃度、比重及び屈折度

十四 力

十五 力のモーメント

十六 圧力

十七 粘度及び動粘度

十八 熱量

十九 熱伝導率及び比熱容量

二十 音響パワー及び音圧レベル

二十一 濃度

二十二 中性子放出率、放射能、吸収線量、吸収線量率、カーマ、カーマ率、照射線量、照射線量率、線量当量、線量当量率、粒子フルエンス、粒子フルエンス率、エネルギーフルエンス、エネルギーフルエンス率、放射能面密度及び放射能濃度

二十三 硬さ

二十四 衝撃値

二十五 湿度

2 この節において「校正を行う計量器の表示する物象の状態の量又は値付けを行う標準物質に付された物象の状態の量」とは、計量器等の種類、校正範囲及び校正測定能力並びに次条に定める校正手法の区分の組み合わせをいう。なお、計量器等の種類については機構が別に定めるものとし、校正範囲及び校正測定能力とは次に掲げるものをいう。

一 校正範囲 標準となる計量器又は標準物質によつて計量器の校正等が行われる範囲

二 校正測定能力 国際度量衡委員会が定めたものであつて、ある測定量の一つの単位又は一つ以上の値を実現する計量器の校正等を実施する場合、又は該当する量の測定のために使用される計量器の校正等を実施する場合において登録等の範囲の内で達成できる測定の最小不確かさ

(計量器等の区分)

第九十條の二 計量法関係手数料令別表第一第八号下欄の経済産業省令で定める計量器等の区分(以下「計量器等の区分」という。)は、計量器等の種類ごとに、校正範囲及び校正測定能力を組み合わせたものとする。ただし、重要な部分において異なる校正手法として経済産業大臣が公示で定める区分に属する二以上の計量器等の区分は、一区分として扱うものとする。

(登録の申請)

第九十一條 法第百四十三条第一項の規定により登録を受けようとする者は、計量器の校正等の事業を行う事業所について様式第八十一による申請書に次の書類を添えて、機構に提出しなければならない。

一 一般社団法人若しくは一般財団法人にあつては、定款及び登記事項証明書並びに申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画

二 前号以外の者にあつては、事業概況書及び登記事項証明書又はこれに類するもの

三 申請に係る計量器又は標準物質に係る法第百三十六条第一項又は法第百四十四条第一項の証明書の写し

四 登録を受けようとする第九十條第一項の区分において参加した技能試験の結果を示す書類その他の校正測定能力の決定に係る書類

五 計量器の校正等の実施の方法を定めた書類

六 次の事項を記載した書面

イ 計量器の校正等の事業(以下「校正事業」という。)に類似する事業の実績

ロ 校正事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別

ハ 校正事業を行う施設の概要

ニ 校正事業を行う組織に関する事項

ホ 校正事業に従事する者の氏名及び当該者が校正事業に類似する事業に従事した経験を有する場合はその実績

(登録証の交付)

第九十一條の二 機構は、法第百四十三条第一項の登録をしたときは、当該登録をした計量器の校正等の事業を行う事業所に係る登録事業者に、次に掲げる事項を記載した登録証を交付するものとする。

一 登録年月日、登録番号及び有効期限

二 登録を受けた者の氏名又は名称

三 登録を受けた者が計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地並びに事業所が恒久的施設かそれ以外のものかの別

四 登録を受けた者が校正を行う計量器の表示する物象の状態の量又は値付けを行う標準物質に付された物象の状態の量

2 前項の規定は、法第百四十四条の二第一項の登録の更新に準用する。

(登録の更新の申請)

第九十一條の三 登録事業者は、法第百四十四条の二第一項の登録の更新を受けようとするとき

は、現に受けている登録の有効期間が満了する日の五月前までに、様式第八十一の二による申請書に第九十一條各号に掲げる書類を添えて、機構に提出しなければならない。ただし、既に機構に提出している同項各号の書類の内容に変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。(登録又は認定の基準が類似する場合の登録申請等)

第九十一條の四 計量法関係手数料令別表第一第十二号上欄及び第十三号上欄の経済産業省令で定める登録又は認定は、次に掲げるものとする。

一 産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第三十條第一項及び第二項、第三十一條第一項並びに第三十七條第一項から第三項までの登録

二 産業標準化法第五十七條第一項の登録

三 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第百四十六條第一項の登録

四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二十三條の二の二十三第一項の登録

五 電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)第九条第一項の登録

六 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第四十七條第一項の登録

七 消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第十二條第一項の登録

八 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成十三年法律第百十一号。以下「相互承認実施法」という。)第三条第一項の認定

第九十一條の五 計量法関係手数料令別表第一第十二号上欄及び第十三号上欄の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるもののいずれかとする。

一 現に前条第一号の登録を受けた法第百四十三條第一項の申請に係る事業所について同項の申請をした日前法第百四十四条の二第一項の政令で定める期間(以下この条において「特定期間」という。)以内に行われた前条第一号の登録及びその更新に当たり審査の事務の合理化(同条各号若しくは法第百四十三条第一項の登録若しくは認定又はその更新を受

けていることを確認することにより、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品認証を行う機関に関する基準のうち品質システム要求事項に適合すると認めることをいう。第三号及び第五号から第七号までにおいて同じ。）が行われていないことを証する書類

二 現に前条第二号の登録を受けた法第四百四十三条第一項の申請に係る事業所について特定期間以内に行われた前条第二号の登録及びその更新に当たり審査の事務の合理化（同条各号若しくは法第四百四十三条第一項の登録若しくは認定又はその更新を受けていることを確認することにより、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準のうち品質システム要求事項に適合すると認めることをいう。）が行われていないことを証する書類

三 現に前条第三号の登録を受けた法第四百四十三条第一項の申請に係る事業所について特定期間以内に行われた前条第三号の登録及びその更新に当たり審査の事務の合理化が行われていないことを証する書類

四 現に前条第四号の登録を受けた法第四百四十三条第一項の申請に係る事業所について特定期間以内に行われた前条第四号の登録及びその更新に当たり審査の事務の合理化（同条各号若しくは法第四百四十三条第一項の登録若しくは認定又はその更新を受けていることを確認することにより、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準並びに製造管理及び品質管理の方法の審査を行う機関に関する基準のうち品質システム要求事項に適合すると認めることをいう。）が行われていないことを証する書類

五 現に前条第五号の登録を受けた法第四百四十三条第一項の申請に係る事業所について特定期間以内に行われた前条第五号の登録及びその更新に当たり審査の事務の合理化が行われていないことを証する書類

六 現に前条第六号の登録を受けた法第四百四十三条第一項の申請に係る事業所について特定期間以内に行われた前条第六号の登録及びその更新に当たり審査の事務の合理化が行われていないことを証する書類

七 現に前条第七号の登録を受けた法第四百四十三条第一項の申請に係る事業所について特定

期間以内に行われた前条第七号の登録及びその更新に当たり審査の事務の合理化が行われていないことを証する書類

八 現に前条第八号の認定を受けた法第四百四十三条第一項の申請に係る事業所について特定期間以内に行われた前条第八号の認定及びその更新に当たり審査の事務の合理化（同条各号若しくは法第四百四十三条第一項の登録若しくは認定又はその更新を受けていることを確認することにより、相互承認実施法第五条第一項に規定する認定の基準のうち品質システム要求事項に適合すると認めることをいう。）が行われていないことを証する書類（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号。以下「相互承認実施法施行令」という。）第二条第三号又は第六号に係る国外適合性評価事業に係る相互承認実施法第三条第一項の認定に係る書類にあつては、相互承認実施法第五条第一項に規定する認定の基準のうち適用した基準が記載されているものに限る。）

第九十一条の六 計量法関係手数料令別表第一

十二号下欄及び第十三号下欄の経済産業省令で定める額は、申請に際し前条第二号又は第八号の書類が添付されている場合（同条第八号の場合にあつては相互承認実施法施行令第二条第三号又は第六号に係る国外適合性評価事業に係る認定の基準が日本産業規格Q一七〇二五であることを証するもの並びに同条第五号及び第八号に係る国外適合性評価事業に係るものである場合に限る。）にあつては、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 法第四百四十三条第一項の登録を受けようとする場合 八万五千五百円に計量器等の区分の数を乗じた額及び十五万三千五百円の合計額

2

計量法関係手数料令別表第十二号下欄及び第十三号下欄の経済産業省令で定める額は、申請に際し前条の書類が添付されている場合（前項に掲げる書類が添付されている場合を除く。）にあつては、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 法第四百四十三条第一項の登録を受けようとする場合 八万五千五百円に計量器等の区分の数を乗じた額及び十六万三千円の合計額

第九十二条 (変更の届出)

二 法第四百四十四條の二第一項の登録の更新を受けようとする場合 七万四千五百円に計量器等の区分の数を乗じた額及び十二万四千五百円の合計額

一 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名（次項の適用を受ける場合を除く。）

二 計量器の校正等の事業を行う事業所の名称

三 計量器等の種類（種類を削除したときに限る。）

四 校正範囲（校正範囲を縮小したときに限る。）

五 校正測定能力を示す不確かさ（不確かさを大きくしたとき（次号に掲げる場合を除く。）に限る。）

六 第九十一条第三号に掲げる証明書に記載された校正の不確かさが変更になったことによる校正測定能力を示す不確かさ

七 第九十一条第五号及び第六号からホまでの記載事項

二 第七条第二項の規定は、登録事業者に準用する。この場合において、同項中「法第四十一条」とあるのは「法第四百四十六條において準用する法第四十一条」と、「届出製造事業者」とあるのは「登録事業者」と、「法第四十二条第二項の事実」とあるのは「その事実」と、「様式第四」とあるのは「様式第八十一の二」と、「様式第六の二」とあるのは「様式第八十二の三」と読み替えるものとする。

三 前二項の規定に基づく届出書の提出を行う場合において、第九十一条の二に規定する記載事項に変更がある場合は、同条の登録証を返納しなければならない。

四 前項の場合において、機構は、新たな登録証を作成し、当該届出をした者に對し、交付するものとする。

第九十三条 (校正等の期間) 登録事業者が計量器の校正等に用いる特定標準器による校正等をされた計量器若しくは標準物質又はこれらの計量器若しくは標準物質に連鎖して段階的に計量器の校正等をされた計量器若しくは標準物質の校正等（以下この条において「校正等」という。）の期間は、校正等を行った日の翌月の一日から一年とする。ただし、機構が定めるものにあつては、それぞれ別に定める期間とする。

第九十四条 法第四百四十四條第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、登録事業者が自ら販売し、又は貸し渡す計量器又は標準物質について計量器の校正等を行う場合は、第四号に掲げる事項の記載は省略することができる。

第九十四条 (証明書)

一 法第四百四十四條第一項の証明書（以下この節において「証明書」という。）である旨の表記

二 証明書の発行番号及び発行年月日

三 証明書を発行した者の氏名又は名称及び住所並びに証明書の発行業務を執行する役員又は職員の役職名、氏名及び押印又は署名

四 計量器の校正等の依頼をした者の氏名又は名称及び住所

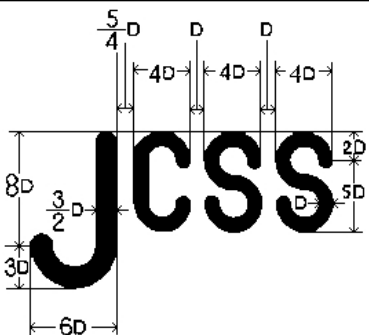
五 計量器の校正等を行った計量器又は標準物質の名称、製造者名及び器物番号又は容器番号

六 計量器の校正等により得られた値及びその値に付随する情報

七 計量器の校正等の方法及び実施条件並びにこれらに付随する情報

八 計量器の校正等の実施年月日

法第四百四十四條第一項の経済産業省令で定める標準は、次のとおりとする。



事入の量定掲条十令四 業の輸器計特げに四第	者事修届三 業理出	者事 業
様式第八 十八によ る報告書	様式第八 十七によ る報告書	つては様 式第八十 六）によ る報告書
その主たる事業 場の所在地を管 轄する都道府県 知事	電気計器に係る 場合にあつては 経済産業大臣 （当該電気計器の 修理の事業に係 る工場若しくは 事業場又は事業 所が一の経済産 業局の管轄区域 内のみにあるも の）にあつては経 済産業局長、電 気計器以外の特 定計量器に係る 場合にあつては 届出をした都道 府県知事	製造の事業に係 る工場若しくは 事業場又は事業 所が一の経済産 業局の管轄区域 内のみにあるも の）にあつては経 済産業局長、電 気計器以外の特 定計量器に係る 場合にあつては その事業に係る 主たる工場若し くは事業場又は 事業所の所在地 を管轄する都道 府県知事
当該年 度終了 後三十 日を経 過する 日まで	当該年 度終了 後三十 日を経 過する 日まで	過する 日まで

を 行 う 者	五 指 定 製 造 者	六 計 量 証 明 者	六 の 二 認 定 特 計 証 明 者	七 適 正 計 量 管 理 事 業 所 の 指 定 を 受 けた 者	八 登 録 事 業 者
	指定を受けた工場又は事業場ごとに作成した様式第八十九による報告書	登録を受けた事業所ごとに作成した様式第九十による報告書	認定を受けた事業所ごとに作成した様式第九十の二による報告書	指定を受けた事業所ごとに作成した様式第九十一による報告書	様式第九十二による報告書
	その工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事	その登録をした都道府県知事	その認定をした認定機関等	国の事業所についてはその事業所の所在地を管轄する経済産業局長、その他の事業所についてはその事業所の所在地を管轄する都道府県知事	機構
	当該年度終了後三十日を経過する日までの	当該年度終了後三十日を経過する日までの	当該年度終了後三十日を経過する日までの	当該年度終了後三十日を経過する日までの	当該年度終了後六十日を経過する日までの

第九十七条から第九十二条まで 削除

（特定計量器の分類等）

第九十三条 様式第八十四から様式第八十八まで、及び様式第九十一に記載すべき特定計量器の種類

類は、経済産業大臣が別に定める分類によるものとする。

を示す証明書

第四百条 法第四百十八条第四項の身分を示す証

明書は、様式第九十三によるものとする。

2 法第百六十八條の三第四項の身分を示す

書は 様式第九十三の一によるものとする。

3 法第百六十八條の五第四号の規定により法第

百四十八条第一項の規定による立入検査に関する事務を行う幾種の職員の身分を示す正月書

は、様式第九十三の三によるものとする。

4 法第六十八條の六第二項において準用する

法第百六十八條の三第四項の身分を示す証明書

は、様式第九十三の四によるものとする。

第三節 計量行政審議會

(組織)

計量行政審議会（以下「審議会」とい

う。）に、特別の事項を調査審議させるため必

要があるときは、臨時委員を置くことができる。

る。

第幾令二、厚月の事頁と聞直上士の二の公要

2 審議会に 専門の事項を調査させるため必要
とあるときは、専門委員を置く必要がある。

（臨時委員等の任命）

臨時委員は、学識経験のある者のうち

から、経済産業大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験

のある者のうちから、経済産業大臣が任命す

る。

(委員の任期等)

委員の任期は、二年とする。ただし、

補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす

る。

委員は、再任されることができ、

3 臨時委員はその者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任

專攻に關する説を、省議が糾弾したときは、角作は

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の

事項に関する調査が終了したときは、解任され

るものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とす

る。

(会長)

第一百八条 会長の任期は、二年とする。

2 会長は、再任されることが出来る。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 会長は、非常勤とする。

(部会)

第百九条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

第百十条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員の三分の一以上の者から会議に付議すべき事項を示して会議の召集の請求があったときは、会長は、会議を召集しなければならない。

3 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員、臨時委員及び専門委員以外の者を会議に出席させ、意見の表明又は説明をさせることができる。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、会議に出席することができない場合であっても、会長の許可を受けたときは、会議において、その意を文書により表明することができる。

6 前五項の規定は、部会の議事に準用する。

(庶務)

第百十二条 審議会の庶務は、経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課計量行政室において処理する。

第百十三条 この省令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第四節 公示

(公示の方法)

第百十四条 法第百五十九条第一項各号の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行う。

第五節 計量調査官

(資格)

第百十五条 法第百六十五条の経済産業省令で定める資格は、次のとおりとする。

一 経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課計量行政室の室長又は職員であること。

二 審査請求に関する事務に従事するために必要な知識を有すること。

第六節 計量教育

第百十六条から第百十八条まで 削除

(計量教育の種類)

第百十九条 法第百六十六条第一項に規定する計量に関する教育(以下「計量教育」という。)の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 一般計量教育
- 二 一般計量特別教育
- 三 環境計量特別教育(濃度関係)
- 四 環境計量特別教育(騒音・振動関係)
- 五 環境計量講習(濃度関係)
- 六 環境計量講習(騒音・振動関係)
- 七 短期計量教育
- 八 特定教育

(受講資格)

第百二十条 計量教育を受講できる者は、次の各号のとおりとする。

- 一 一般計量教育を受講できる者は、研究所が実施する入所試験に合格した者とする。
- 二 一般計量特別教育を受講できる者は、一般計量教育を修了した者とする。
- 三 環境計量特別教育(濃度関係)又は環境計量特別教育(騒音・振動関係)を受講できる者は、一般計量教育を修了した者とする。
- 四 環境計量講習(濃度関係)又は環境計量講習(騒音・振動関係)を受講できる者は、環境計量士(濃度関係)又は環境計量士(騒音・振動関係)の計量士国家試験に合格した者とする。
- 五 短期計量教育を受講できる者は、都道府県若しくは市町村の職員、指定定期検査機関若しくは指定計量証明検査機関の職員又は研究所理事長(以下「理事長」という。)が必要と認めたと者とする。
- 六 特定教育を受講できる者は、当該特定教育の実施に際し、理事長が必要と認めたと者とする。

(公示)

第百二十一条 理事長は、計量教育の種類、実施時期、受講手続、入所試験その他計量教育に関する必要事項を公示しなければならない。

第百二十二条から第百三十一条まで 削除

(受講料)

第百三十二条 一般計量教育又は一般計量特別教育を受講しようとする者であつて、経済産業省、都道府県、市町村、研究所又は機構の職員以外の者は、受講料として毎月四万八千四百円(指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関の職員にあつては、毎月二万四千二百円)を納めなければならない。

2 環境計量特別教育(濃度関係)又は環境計量特別教育(騒音・振動関係)を受講しようとする者であつて、経済産業省、都道府県、市町村、研究所又は機構の職員以外の者は、受講料として、環境計量特別教育(濃度関係)にあつては二十万九千八百円、環境計量特別教育(騒音・振動関係)にあつては六万六千円を納めなければならない。

3 環境計量講習(濃度関係)を受講しようとする者は、受講料として九万千円を、環境計量講習(騒音・振動関係)を受講しようとする者は、受講料として五万七千七百円を納めなければならない。

4 納められた受講料は、返還しない。

(雑則)

第百三十四条 この省令に定めるもののほか、計量教育に関し必要な事項は、理事長が定めることとする。

第七節 適用除外

(条例等に係る適用除外)

第百三十五条 第十三条において準用する第六条第一項及び第三項、第七条並びに第九条第一項、第十七条、第十八条において準用する第七

条第一項及び第二項並びに第九条第一項、第二十一条、第三十一条、第三十四条、第三十九条第一項、第四十三条第一項及び第四項、第四十五条第一項、第四十六条第一項、第四十八条、第四十九条で準用する第三十一条第二項及び第三十四条、第七十二条第一項(国の事業所に係る部分を除く)、第八十一条において準用する第三十一条及び第三十四条(国の事業所に係る部分を除く)、第九十六条の表の提出すべき報告書の欄並びに第百四条(都道府県知事の事務に係る部分に限る。)の規定は、都道府県の条例、規則、その他の定めに別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

2 第九十六条の表の提出すべき報告書の欄及び第百四条(特定市町村の長の事務に係る部分に限る。)の規定は、特定市町村の条例、規則、その他の定めに別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

第八節 電磁的記録媒体による提出

(電磁的記録媒体による提出)

第百三十六次 次の各号に掲げる書類の経済産業大臣への提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び様式第九十九の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一 第三十六条第一項の様式第五十四による申請書

二 第三十六条第三項で準用する第三十一条第一項の様式第五十五による届出書

三 第三十六条第三項で準用する第三十四条の様式第五十九による届出書

四 第六十八の二第二項の様式第七十一による申請書

五 第八十一条に掲げる定款及び同条第二号から第四号までに掲げる添付書類

六 第八十三条の四で準用する第八十三条の様式第七十四の二による申請書、同条第一号に掲げる定款及び同条第二号から第四号までに掲げる添付書類

七 第八十四条の様式第七十五による届出書

八 第八十五条第一項の様式第七十六による申請書及び業務規程

九 第八十五条第三項の様式第七十七による申請書

十 第八十七条の様式第七十八による届出書

十一 第八十八条の様式第七十九による届出書

十二 第八十九条の様式第八十による申請書

前項の電磁的記録媒体は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一 日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

- 二 日本産業規格X六二三五及びX六二四九又はX六二三五及びX六二五二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク
- 3 次の各号に掲げる書類の機構への提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体及び様式第九十九の二の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。
- 一 第四十九条の三の様式第六十三の二による申請書、同条第一号に掲げる定款及び事業計画並びに同条第二号、第三号及び第四号に掲げる添付書類
- 二 第四十九条の四において準用する第四十九条の三の様式第六十三の三による申請書、同条第一号に掲げる定款及び事業計画並びに同条第二号、第三号及び第四号に掲げる添付書類
- 三 第四十九条の六第一項の様式第六十三の四による届出書
- 四 第四十九条の八第一項の様式第六十三の五による申請書及び認定証を失ったときは、その事実を記載した書面
- 五 第四十九条の十第一項において準用する第七条第二項の様式第四から様式第六の二までによる書面
- 六 第九十一条の様式第八十一による申請書、同条第一号に掲げる定款及び事業計画、同条第二号に掲げる事業概況書並びに同条第三号から第六号までに掲げる添付書類
- 七 第九十一条の三の様式第八十一の二による申請書、第九十一条第一号に掲げる定款及び事業計画、同条第二号に掲げる事業概況書並びに同条第三号から第六号までに掲げる添付書類
- 八 第九十二条第一項の様式第八十二による届出書
- 九 第九十二条第二項において準用する第七条第二項の様式第八十二の二による書面、様式第五による書面、様式第六による書面及び様式第八十二の三による書面
- 十 第九十五条の様式第八十三による届出書
- 十一 第九十六条の表第六号の二に掲げる様式第九十の二による報告書
- 十二 第九十六条の表第八号に掲げる様式第九十二による報告書
- 4 前項の電磁的記録媒体は、機構が別に定めるものでなければならない。

附 則

- (施行期日)
- 第一条 この省令は、法の施行の日（平成五年十一月一日）から施行する。
- (計量法施行規則の廃止)
- 第二条 計量法施行規則（昭和四十二年通商産業省令第八十号。以下「旧施行規則」という。）は、廃止する。
- (濃度計の使用方法)
- 第三条 第三条の適用については、平成六年三月三十一日までは、第三条第一号中「法第四十四条第一項の認定事業者が特定標準器による校正等された標準物質（以下「特定二次標準物質」という。）による標準物質の値付けを行ったもの又は法第二条第六項で規定する標準物質」と、同条第二号中「特定二次標準物質による標準物質の値付けを行ったもの」とあるのは、「特定二次標準物質による標準物質の値付けを行ったもの又は法第二条第六項で規定する標準物質」とする。
- (製造又は修理の事業)
- 第四条 タクシメーターの届出製造事業者又は届出修理事業者についての第五条第一項の適用については、平成九年三月三十一日までは、別表第一の第一項中「タクシメーター頭部検査用基準器」とあるのは、「タクシメーター頭部検査用基準器又は通商産業大臣の認定したパルス発信装置（通商産業大臣が認定を受理している旨の証票（その証票に記載された試験を受けるべき日を経過していないものに限り。）が付されたものを含む。）」とする。
- (修理の事業)
- 第五条 計量法（昭和二十六年法律第二百七号。以下「旧法」という。）第五十条第二項の届出をした同条第一項の販売事業者であつて、法の施行の際現に当該届出に係る修理の事業を行っている者は、第十三条において準用する第五条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる事業の区分ごとに修理の事業の届出をすることができ。
- 2 前項の届出をした者についての法第四十六条第一項第四号の器具、機械又は装置であつて経済産業省令で定めるものは、次の表の上欄の事業の区分に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。

修理の事業の区分		検査のための器具、機械又は装置
一次のいずれかの修理を行う事業	イ 棒はかりの懸垂皿、皿ひも、皿環、つりかぎ、つり環、取緒、取緒環若しくは不定量おもりのおもり糸若しくはおもり環の取替え若しくは補修又は目盛り標識の復元ロ ばね式指示はかり又は振子式指示はかりであつて懸垂装置のあるものに係る次に掲げる修理	基準分銅又は検定に合格した分銅であつて、十ミリグラムから二十キログラムまでの質量を計ることができ組合せのものと及びひょう架その他の懸垂装置
(1) 指針の補修	(2) 調子玉、懸垂皿、ラックおさえ、被計量物懸垂用つりかぎ又は衝撃防止装置の補修又は取替え	
(3) ラックとラックピニオンの関係位置の調整による零点的調整	ハ 定量おもりのおもり糸又はおもり環の補修又は取替え	基準分銅又は検定に合格した分銅であつて、十ミリグラムから二十キログラムまでの質量を計ることができ組合せのものと及びひょう架その他の懸垂装置
二次のいずれかの修理を行う事業	イ てんびんの覆い箱若しくはその部品又は水平器の補修又は取替えロ ばね式指示はかり又は振子式指示はかり（懸垂装置のあるものを除く。）に係る次に掲げる修理	
(1) 指針又は車軸の補修	(2) 調子玉、水平器、皿、台板、車、ラック押さえ又は衝撃防止装置の補修又は取替え	の、定盤及び水準器
(3) 光電子式はかりの光源用電球、単価設定板、数字表示管又はプリント回路（電気抵抗線式はかりのプリント回路を除く。）の取替え	(4) ラックとラックピニオンの関係位置の調整による零点的調整	

- ハ 皿手動はかり又は台手動はかりに係る次に掲げる修理
- (1) 車軸の補修
- (2) 調子玉、水平器、皿、台車、車又は指針（等比皿手動はかりの指針を除く。）の補修又は取替え
- (製造時における技術基準適合義務)
- 第六条 第二十條の別表第二の第一項下欄中第一号ハ（5）及び（6）並びに同表の第二項下欄中第一号ハ（4）の規定にあつては、法第五十三條第一項の届出製造事業者については、平成六年四月三十日までは適用しない。
- 2 第二十條の別表第二の第一項下欄中第一号ハ（5）及び（6）並びに同表の第二項下欄中第一号ハ（4）の規定にあつては、法第五十三條第二項の家庭用特定計量器の輸入の事業を行う者については、平成六年十月三十一日までは適用しない。
- (特殊容器製造事業)
- 第七条 この省令の施行の際現に旧施行規則に規定する様式の型式に属する特殊容器であつて、旧施行規則第九十二条及び第九十三条の表示の付されているものは、第二十五条に規定する型式に属するものとみなす。
- 2 この省令の施行の際現に旧施行規則第九十二条及び第九十三条の表示の付されている特殊容器についての、第二十七条の適用については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に旧法第八十一条の二の指定を受け、法附則第二十九条第一項の規定により法第十七條第一項の指定を受けたものとみなされる製造者にあつては、平成七年十月三十一日までに製造した特殊容器については、第三十二条の規定にかかわらず、法第六十三条の規定に基づき、旧施行規則第九十二条及び第九十三条の表示を付すことができる。この場合において、旧施行規則第九十二条及び第九十三条の表示の付された特殊容器についての第二十七条の適用については、なお従前の例による。
- (計量士)
- 第八条 この省令の施行日前に旧施行規則第五十二条の三第一項第一号に規定する環境計量講習を修了した者は、第五十一条第一項第一号ロの環境計量講習（濃度関係）及び同項第二号ロの環境計量講習（騒音・振動関係）を修了したものとみなす。

この省令は、平成八年四月一日から施行す
附 則 (平成七年七月六日通商産業省令
第六〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年八月一四日 平成二

十九条第一項の登録を受けている者がダイオキシン類の濃度の計量証明の事業を行う場合にあ

1 (施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。

2 (経過措置)
改正前の計量法施行規則第二十條の規定は、平成二十八年十二月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

附 則 (平成二八年三月二九日経済産業省令第四三三号)
この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年四月一日経済産業省令第六一号)
この省令は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第六十三号)の施行の日(平成二八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二九年九月二二日経済産業省令第六九号)
この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十五條の改正規定、別表第一第四十二号から第四十六号までの改正規定、別表第四の改正規定、様式第五十五の改正規定並びに附則第二条及び附則第四条の規定 平成二十九

年十月一日
二 第五十一條第二項の改正規定及び附則第三條の規定 平成三十年四月一日

(修理済表示の年の表示に係る経過措置)
第二条 この省令による改正前の計量法施行規則(以下「旧施行規則」という。)第十五條第二号

イ及びロの修理済表示は、平成三十年十二月三十一日までに付されたものにあつては、当分の間、この省令による改正後の計量法施行規則(以下「新施行規則」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例によることのできる。

(計量士の登録の条件に係る特例)
第三条 第五十一條第二項の改正規定の施行の前日に旧施行規則第九十九條第二号に規定する一般計量特別教習を修了した者(次項において「施行日前教習修了者」という。)は、新施行規則第五十一條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、施行日前教習修了者のうち、当該施行の日以後において質量に係る計量に関する実務に二年以上、かつ、当該実

務を含む計量に関する実務に五年未満従事しているものは、新施行規則第九十九條第八号に規定する特定教習(理事長が別に定めるものに限る。)を修了した場合には、同条第二号に規定する一般計量特別教習を修了したものとみなす。(自動はかりを使用する適正計量管理事業所の経過措置)

第四条 計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令(平成二九年政令第六十三号。以下「改正令」という。)による改正後の計量法施行令(以下「新施行令」という。)

第二条の規定にかかわらず、改正令附則別表の第一欄に掲げる特定計量器については、それぞれ改正令附則別表の第三欄に掲げる日前までは、次に掲げる業務を行うことを要しない。

一 計量法(平成四年法律第五十一号。以下「法」という。)第二百二十七條第二項の規定により指定の申請を行うこと。
二 法第二百二十九條の規定により帳簿の記載を行うこと。

三 新施行規則第八十一條において準用する新施行規則第三十一條第一項の規定により変更の届出を行うこと。
2 改正令附則別表の第一欄に掲げる特定計量器に係る前項各号に掲げる業務については、それぞれ改正令附則別表の第四欄に掲げる日以後に行うこととする。

3 新施行令第二条の規定にかかわらず、新施行令第二条第二号ロに規定する自動はかりのうち、改正令附則別表の第一欄に掲げる特定計量器以外のもの(次項において「検定対象外自動はかり」という。)については、平成三十八年三月三十一日までは、第一項各号に掲げる業務を行うことを要しない。

4 検定対象外自動はかりに係る第一項各号に掲げる業務については、平成三十一年四月一日以後に行うこととする。
5 法第二百二十七條第一項の指定を受ける際、新施行令第二条第二号ロに規定する自動はかりに係る指定を受けていない者のうち、第一項第三号の変更の届出を行っていない者にあつては、同号の届出を行うまでは、新施行令別表第三第一号ロの規定は適用しない。

附 則 (平成三〇年三月三〇日経済産業省令第一〇号)
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年九月六日経済産業省令第五四号)
(施行期日)
第一条 この省令は、平成三十一年二月一日から施行する。ただし、第九十條の改正規定は、公布の日から施行する。

(音圧レベル校正器に係る経過措置)
第二条 この省令による改正前の計量法施行規則別表第四第七号ハの音圧レベル校正器は、平成四十四年十月三十一日までは、この省令による改正後の計量法施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることのできる。

附 則 (平成三一年三月二九日経済産業省令第二七号)
この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年七月一日経済産業省令第一七号)
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和元年二月二〇日経済産業省令第五二号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年三月三〇日経済産業省令第一九号)
この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年二月二八日経済産業省令第九二号)
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類(第九十二條による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙(第九十二條による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和三年三月二六日経済産業省令第一八号)
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年四月二八日経済産業省令第四四号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年七月二四日経済産業省令第三八号)
(施行期日)
1 この省令は、令和五年七月二十八日から施行する。

2 一般計量教習又は一般計量特別教習の受講料に関する検討
第二百三十二條第一項に規定する受講料については、一般計量教習又は一般計量特別教習の実情等を勘案し、適宜、当該受講料の見直しその他の措置について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和六年六月二八日経済産業省令第四二号)
この省令は、令和六年七月一日から施行する。

別表第一(第五条、第十三条関係)
事業の区分
事業の区分
略称
一 タクシーメーター製造事業
二 タクシーメーター製造事業
三 タクシーメーター製造事業
四 タクシーメーター製造事業
五 自重計を製造する事業

一	二	三	四	五
タクシーメーター製造事業	非自動はかりのうち、検出部が電気式のものを製造する事業	非自動はかりのうち、検出部が電気式以外のものを製造する事業	分銅又はおもりを製造する事業	自重計を製造する事業
略称	質量計第一類	質量計第二類	分銅等	自重計
検査のための器具、機械又は装置	一 タクシーメーター装置検査用基準器 二 時間計	一 基準はかり及び基準分銅 二 基準分銅		次のいずれかの設備

三十	二十	十	十	九	八	七	六	
自動車等給油 メーターを製 造する事業	温水メーター を製造する 事業	水道メーター のうち、定格 最大流量が八 立方メートル 毎時を超える ものを製造す る事業	水道メーター のうち、定格 最大流量が八 立方メートル 毎時以下のも のを製造する 事業	皮革面積計を 製造する事業	抵抗体温計を 製造する事業	ガラス製体温 計を製造する 事業	ガラス製温度 計（ガラス製 体温計を除 く。）を製造 する事業	
給油	自動 車等	水道 メー ター	水道 メー ター	皮革 面積 計	抵抗 体温 計	ガラ ス製 ス製 体温 計	ガラ ス製 温度 計	
は設備 一基準 はかり 又又は 基準 分銅及 び基	次のい ずれか の	第二 類	第一 類	基準 面積 板		一 基準 ガラス 製温 度計 二 温度 検査 槽	一 基準 ガラス 製温 度計 二 温度 検査 槽	一 荷重 試験装 置（測 定でき る最小 荷重の 値が最 大荷重 の五十 分の一 以下の ものに 限る。） 二 質量 計であ つて、 検定証 印等が 付され たもの 三 基準 はかり 及び 基準分 銅
十二	九十	八十	七十	六十	五十	四十		
ガスメーター のうち、使用 最大流量が 二・五立方 メートル毎時 以下のもの を製造する 事業	ガスメーター のうち、使用 最大流量が 二・五立方 メートル毎時 以下のもの を製造する 事業	液化石油ガス メーターを製 造する事業	燃料油メータ ーを製造する 事業のうち、 前四号に掲 げるもの以外 のものを製造 する事業	微流量燃料油 メーターを製 造する事業	大型車載燃料 油メーターを 製造する事業	小型車載燃料 油メーターを 製造する事業		
ガス メー ター	ガス メー ター	液化 石油 ガス メー ター	定置 燃料 油メ ター 等	微流 量燃 料油 メー ター	大型 車載 燃料 油メ ター	小型 車載 燃料 油メ ター	メー ター	
	次のい ずれか の	次のい ずれか の				二 基準 燃料油 メータ ー 三 液体 メータ ー 四 液体 メータ ー 用基準 体積管		
六十	五十	四十	三十	二十	十一			
アネロイド型 圧力計のうち、 電気式のもの （アネロイド 型圧力計を除 く。）を製造 する事業	アネロイド型 圧力計のうち、 電気式のもの （アネロイド 型圧力計を除 く。）を製造 する事業	耐圧浮ひよう 型密度計を製 造する事業	密度浮ひよう （耐圧密度浮 ひようを除 く）、酒精度 浮ひよう及び 浮ひよう型比 重計を製造す る事業	量器用尺付タ ンクを製造す る事業	排水積算体積 計、排水流速 計及び排水流 量計を製造す る事業	排ガスを積算 計、排ガスを 積算計及び排 ガス流量計を 製造する事業	二・五立方 メートル毎時 を超えるもの を製造する事 業	二・五立方 メートル毎時 を超えるもの を製造する事 業
圧力 計第 一類	圧力 計第 一類	耐圧 浮ひ よう 型密 度計	密度 浮ひ よう 等	量器 用尺 付タ ンク	排水 積算 体積 計等	排ガ ス積 算計	第二 類	第二 類
次のい ずれか の	次のい ずれか の	一 基準 分銅 二 基準 ガラス 製温 度計 三 耐圧 試験機 四 耐圧 容器	一 基準 ガラス 製温 度計 二 次 に掲 げる イ又 はロ の設 備 イ 基 準密 度浮 ひよ う ロ 基 準比 重浮 ひよ う 三 基 準酒 精度 浮 ひよ う	次のい ずれか の 設備 一 基 準は かり 二 基 準水 道メ ー ター 三 液 体タ ンク 用基 準体 積管	次のい ずれか の 設備 一 基 準は かり 二 液 体メ ータ ー 三 液 体タ ンク 用基 準体 積管			
三十	三十	二十	十	十	九十	八十	七十	
照度計を製 造する事業	照度計を製 造する事業	積算熱量計を 製造する事業	削除	削除	アネロイド型 血圧計のうち、 電気式のもの （アネロイド 型血圧計を除 く。）を製造 する事業	アネロイド型 血圧計のうち、 電気式のもの （アネロイド 型血圧計を除 く。）を製造 する事業	アネロイド型 圧力計のうち、 電気式のもの （アネロイド 型圧力計を除 く。）を製造 する事業	アネロイド型 圧力計のうち、 電気式のもの （アネロイド 型圧力計を除 く。）を製造 する事業
照度 計	照度 計	積算 熱量 計			血圧 計第 二類	血圧 計第 一類	圧力 計第 二類	圧力 計第 二類
三 直 流電 圧計	二 分 光測 定装 置	一 基 準ガ ラス 製温 度計 二 次 のい ずれ かの 設備 イ 基 準は かり 又は 基準 分銅 ロ 基 準水 道メ ー ター ハ 液 体メ ータ ー 用基 準タ ンク ニ 液 体メ ータ ー 用基 準体 積管 三 恒 温槽	一 基 準ガ ラス 製温 度計 二 次 のい ずれ かの 設備 イ 基 準は かり 又は 基準 分銅 ロ 基 準水 道メ ー ター ハ 液 体メ ータ ー 用基 準タ ンク ニ 液 体メ ータ ー 用基 準体 積管 三 恒 温槽		次のい ずれか の 設備 一 基 準液 柱型 圧力 計 二 基 準重 錘型 圧力 計 三 血 圧計 用基 準圧 力計	次のい ずれか の 設備 一 基 準液 柱型 圧力 計 二 基 準重 錘型 圧力 計		

四十	五十	六十	七十	八十	九十	四十
騒音計を製造する事業	振動レベル計を製造する事業	最大需要電力計、精密電力量計、普通電力量計及び無効電力量計を製造する事業	特別精密電力量計を製造する事業	直流電力量計を製造する事業	濃度計（酒精度浮ひよう、ガラス電極式水素イオン濃度検出器及びガラス電極式水素イオン濃度指示計を除く。）を製造する事業	ガラス電極式水素イオン濃度計第一類
騒音計	振動レベル計	最大需要電力計	特別精密電力量計	直流電力量計	濃度計第一類	濃度計第二類
一 基準静電型マイクホン 二 次に掲げるイ又はロの設備 イ 無響装置 ロ カブラ 三 周波数特性測定装置	一 基準サーボ式ピックアップ 二 加振装置 三 周波数特性測定装置	一 基準電力量計 二 絶縁抵抗検査設備		一 基準電流計 二 基準電圧計 三 絶縁抵抗検査設備	一 電圧調整器 二 交流電圧計 三 次に掲げるイ、ロ又はハの設備 イ 検定検査規則第二十條に規定する標準物質又は特定二次標準物質等による標準物質の値付けを行った標準物質 ロ 校正用装置 ハ 直流電圧発生器、直流電圧計及び温度計	一 直流電圧計 二 温度計

四十	五十	六十	七十	八十	九十	四十
度検出器を製造する事業	ガラス電極式水素イオン濃度指示計を製造する事業	自動はかりのうち、ホッパースケールを製造する事業	自動はかりのうち、コンベヤスケールを製造する事業	自動はかりのうち、自動捕捉式はかりを製造する事業	自動はかりを製造する事業のうち、前四号に掲げるものの以外のもを製造する事業	二 質量 イ 第二号イ（1）又は（2）に
	濃度計第三類	ホッパースケール	コンベヤスケール	自動捕捉式はかり	その他の自動はかり	一 一般計量士
三 検定検査規則第二十條に規定する標準物質又は特定二次標準物質による標準物質の値付けを行った標準物質	一 電圧調整器 二 交流電圧計 三 直流電圧発生器	基準分銅				

三	四	五	六
面積	体積	熱量	濃度
イ 皮革面積 ロ 校正用面積板 直尺、巻尺又は才取尺	イ ボンベ型熱量計 ロ 非自動はかり（経済産業大臣が別に定めるものに限る。） ハ ベックマン温度計又は電気式温度計	イ ボンベ型熱量計 ロ 非自動はかり（経済産業大臣が別に定めるものに限る。） ハ ベックマン温度計又は電気式温度計	イ 対象物質の分析方法に応じ必要となる分析機器又は分析装置及び標準物質 ロ 非自動はかり（経済産業大臣が別に定めるものに限る。） ハ イオン交換式、逆浸透膜式若しくは蒸留式の純水製造装置又は純水 ニ 対象物質の分析方法に応じ必要となる排ガス処理のための装置（経済産業大臣が別に定めるものに限る。）
一	一	一	一
			環境計量士（濃度関係）

業るに濃質の壊は水	事係度の物中土又
ホ 対象物質の分析方法に応じ必要となる排水処理のための装置（経済産業大臣が別に定めるものに限る。） ヘ 温度計（経済産業大臣が別に定めるものに限る。） ト ガスメーター（経済産業大臣が別に定めるものに限る。）又は流量計（気体を吸引する機能を有する装置に内蔵されたものを含む。） チ U字型マノメーター、傾斜型マノメーター若しくはその他の差圧計及びピト管式流速計又は熱線式流速計 リ 気体を吸引する機能を有する装置 イ 対象物質の分析方法に応じ必要となる分析機器又は分析装置及び標準物質 ロ 非自動はかり（経済産業大臣が別に定めるものに限る。）	一

[illegible]

様式第2（第6条、第7条、第9条関係）（国土交通省令で定める様式）（国土交通省令で定める様式）	
特定計画書提出事業報告（変更報告、廃止報告）事業計画書	
年 月 日	
郵便番号	〒
郵便局名	局
上記の件について、本事業計画書提出事業報告（変更報告、廃止報告）の提出が完了したので、掲載等しを拒否して掲載します。	
備考、月次の大まかさは、日本郵便関係第4条とする。	

[illegible]

様式第4（第7条、第13条、第18条、第49条の10関係）

様式第4（第7条、第13条、第18条、第49条の10関係）（市町村選挙区）（市町村選挙区）

事業計画認可書

年 月 日

事業計画 住所
氏名（事業及び代表者の氏名）
代表者 住所
氏名（事業及び代表者の氏名）

上記の条の第1項で下記の条の（第1項の、第1項の、第1項の）事業の承認が
年 月 日に承認されたことを証明します。

印

1 事業の区分の特長
2 届出をした（届出を受けた）年月日
3 届出をした（届出を受けた）者の氏名又は若しくは住所
4 工場及び事業場等の所在地

備考
1 届出の大きさは、日本標準規格A4とすること。
2 届出等設計書記載事項にあっては、第1項として届出の区分及び届出等
等を記載すること。

様式第5（第7条、第13条、第18条、第49条の10、第92条関係）

様式第5（第7条、第13条、第18条、第49条の10、第92条関係）（市町村選挙区）

事業承認許可証

住所
氏名（事業及び代表者の氏名）

上記の条の、
の代表者であり、かつ、代表者であることにより
（第1項の、第1項の、第1項の）事業を承認する代表者として選定された
であることを証明します。

年 月 日

代表者
住所
氏名
住所
氏名
住所
氏名
住所
氏名
住所
氏名

備考
1 届出の大きさは、日本標準規格A4とすること。
2 代表者は、普通投票権を、委員が選定すること。

様式第6（第7条、第13条、第18条、第49条の10、第92条関係）

様式第6（第7条、第13条、第18条、第49条の10、第92条関係）（市町村選挙区）

投票記録簿

住所
氏名（事業及び代表者の氏名）

上記の条の、
の代表者であり、かつ、代表者であることにより
（第1項の、第1項の、第1項の）事業を承認する代表者として選定された
であることを証明します。

年 月 日

投票者
住所
氏名
住所
氏名

備考
1 投票の大きさは、日本標準規格A4とすること。
2 投票者は、普通投票権を、委員が選定すること。

様式第6の2（第7条、第13条、第18条、第49条の10関係）

様式第6の2（第7条、第13条、第18条、第49条の10関係）（市町村選挙区）

事業承認許可書

年 月 日

事業計画 住所
氏名（事業及び代表者の氏名）
代表者 住所
氏名（事業及び代表者の氏名）

上記の条の第1項で下記の条の（第1項の、第1項の、第1項の）事業の承認が
年 月 日に承認されたことを証明します。

印

1 事業の区分の特長
2 届出をした（届出を受けた）年月日
3 届出をした（届出を受けた）者の氏名又は若しくは住所
4 工場及び事業場等の所在地

備考
1 届出の大きさは、日本標準規格A4とすること。
2 届出等設計書記載事項にあっては、第1項として届出の区分及び届出等
等を記載すること。

[illegible][illegible]

第 2 次 (昭和 2 年) (町田重雄氏・佐田啓祐氏・今田重雄氏・一柳武雄氏)

雑誌記事利用許可証登録証明書

年 月 日

京都府民営財 所 雑誌記事事業所 住所 (寄居及び代筆者の氏名)

氏のとおり、雑誌の編纂や発行の計画書の編纂をしたのについて、計量法第 18 条第 1 項第 4 号に準拠するもの、確認するもの。

1. 雑誌の編纂に準拠しようとする事項の特定と計量

種 別	式 式	又 は	能 力	数 量	商 標	商 標
雑誌記事の署名						
雑誌記事の署名						

備考 刊行の代表者は、日本新聞協会 A 4 とすること。

[illegible]

様式第十二から様式第五十三まで 削除
様式第五４（第２８条、第３６条関係）

[illegible]

様式第56（第31条、第36条、第49条、第81条関係）

[illegible]

様式第 62（第46条関係）（注）記載事項1～4は記載事項1～4を記載事項1～4と併記）

登録証再交付申請書

年 月 日

申請者 住所
氏名（若者及び代表者の氏名）

計量法施行規則第66条第1項の規定により、次のとおり計量法施行規則の第66条の規定を受けたいので、登録証（登録証を失った事実を証明した書類）を返して、再発行します。

1 登録の年月日及び登録番号
2 事業の区分
3 所交付申請の事由

備考 用紙の大きさは、日本製薬規格 A 4 とすること。

様式第 63（第48条関係）（注）記載事項1～4は記載事項1～4を記載事項1～4と併記）

登録等原本交付（複製）請求書

年 月 日

申請者 住所
氏名（若者及び代表者の氏名）

次のとおり、登録等の原本の交付（複製）を請求します。

1 登録計量法施行規則第66条第1項の規定により、次のとおり計量法施行規則の第66条の規定を受けたいので、登録証（登録証を失った事実を証明した書類）を返して、再発行します。

2 登録の年月日
3 登録番号
4 事業の区分
5 事業所の所在地
6 登録等の原本の請求の理由にあっては、その趣

備考 1 用紙の大きさは、日本製薬規格 A 4 とすること。
2 1から5までは附ける事項は、請求の理由にない限り記載すること。ただし、下記の場合はこの限りでない。

様式第 63 の 2（第49条の3関係）（注）記載事項1～4は、4を記載事項1～4と併記）

特定計量法施行規則第66条第1項の申請書

年 月 日

独立行政法人製品品質保証機構 所
（所定計量法施行規則第66条）

住所
名称
代表者の氏名

計量法施行規則第66条の3の規定を受けたいので、同条の規定により、次のとおり申請します。

1 認定の名称、認定の年月日及び認定番号
2 認定を受けるようとする製品の区分
3 認定を受けようとする事業所の名称及び所在地

備考 用紙の大きさは、日本製薬規格 A 4 とすること。

様式第 63 の 3（第49条の4関係）（注）記載事項1～4は、4を記載事項1～4と併記）

特定計量法施行規則第66条の3の認定の更新申請書

年 月 日

独立行政法人製品品質保証機構 所
（所定計量法施行規則第66条）

住所
名称
代表者の氏名

計量法施行規則第66条の3第3項において申請する認定の更新の申請を受けたいので、第1項の4第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 認定の更新を受けるようとする製品の区分
2 認定の年月日及び認定番号
3 認定の更新を受けるようとする事業所の名称及び所在地

備考 用紙の大きさは、日本製薬規格 A 4 とすること。

様式第63の5（第49条の8関係）

様式例(第3号) (昭和46年11月閣議) (平内閣府第10号訓令、平成閣議第17号訓令閣議第1号訓令)
(特記事項)

認定証(認定書)交付申請書

年 月 日

受取方所在地(製品品質検査所設置機関 所)
(所在地を記載するに際しては)

住所
電話番号
代表者の氏名

次のとおり、特記事項記載事項(認定証の交付を受けること)の、品質検査所(認定所)第000の(第1)項の規定により、認定証(認定証を失った事業者を新設した)を(認定)し、申請します。

1 認定所の区分及び認定番号
2 交付申請書の事由

備考

用紙の大きさは、日本標準規格A4とすることが必要。

様式第 35 (第 50 条の 2 第 5 項) (平成 16 年度用) (国、都府県、市町村適用) (一筆提出) (平成 16 年度用)
 ・特例決定書の計上・年次報告書(平成 16 年度適用) (一筆提出)

計上・資産負債認定再交付申請書

年 月 日

計上行政推進部長 殿

申請書 作成
 氏名

次のとおり、計上・資産負債認定書の再交付を貴方からいただくので、申請します。

- 1 計上書の区分
- 2 貴格認定番号
- 3 貴格認定を受けた年月日
- 4 生年月日
- 5 再交付申請の事由

備考 月表の次ページ、日本国憲法第 4 条とする。

様式第65（第53条の2関係）

様式第66（第54条関係）

計量士登録申請書

記入欄

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住所
氏名

次のとおり、計量士の登録を受けたいので、申請します。

- 1 登録の区分 別紙のとおり
- 2 登録の住所 別紙のとおり
- 3 最寄郵便局の郵便番号 別紙のとおり
- 4 計量士登録申請に合格した者については、合格年月日及び合格証番号等 別紙のとおり
- 5 計量法第22条第4項第2号の規定により計量行政審議会の認定した者については、認定年月日及び認定証番号 別紙のとおり
- 6 一般計量士の登録を受けようとする者については計量に関する業務に従事した期間及びその期間のうち、検閲検査と検閲検査又は検閲検査と検閲・検閲試験の登録を受けるようとする者（検閲計量検査員（検閲試験又は検閲計量検査員（検閲・検閲試験）を受けた者を除く。））については、検閲計量検査員（又は検閲計量検査員（検閲・検閲試験）を受けた者）に就任した期間及びその期間のうち

年 月 日～ 年 月 日（年 月 日）

7 登録情報の有無 有・無

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 申請書には、登録申請書の提出後又は当該登録申請書の提出に相当する額の収入印紙を貼ること（登録申請書の提出後については、申請書の裏面に貼ること。）。
- 3 当該登録を希望する場合、別紙の提出書類に、「検閲（付録） 有無」を記載すること。

別紙様式	
1 登録の区分	2 登録の住所
3 最寄郵便局の郵便番号	4 計量士登録申請に合格した者については、合格年月日及び合格証番号等
5 計量法第22条第4項第2号の規定により計量行政審議会の認定した者については、認定年月日及び認定証番号	6 一般計量士の登録を受けようとする者については計量に関する業務に従事した期間及びその期間のうち、検閲検査と検閲検査又は検閲検査と検閲・検閲試験の登録を受けるようとする者（検閲計量検査員（検閲試験又は検閲計量検査員（検閲・検閲試験）を受けた者を除く。））については、検閲計量検査員（又は検閲計量検査員（検閲・検閲試験）を受けた者）に就任した期間及びその期間のうち
7 登録情報の有無	8 備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 申請書には、登録申請書の提出後又は当該登録申請書の提出に相当する額の収入印紙を貼ること（登録申請書の提出後については、申請書の裏面に貼ること。）。
- 3 当該登録を希望する場合、別紙の提出書類に、「検閲（付録） 有無」を記載すること。

様式第66の2（第54条関係）（計量士登録申請書・検閲・検閲試験の提出書類）

計量士登録申請書に添付する登録の提出書類

1. 申請書

（記入済）
氏 名
生年月日

2. 仕事した事業内容等

所在地
事業内容
事業登録番号

3. 登録期間

年 月 日～ 年 月 日（年 月 日）
年 月 日～ 年 月 日（年 月 日）

4. 業務内容

計 量 法 第 22 条 第 4 項 第 2 号 の 規 定	計 量 法 第 22 条 第 4 項 第 2 号 の 規 定	計 量 法 第 22 条 第 4 項 第 2 号 の 規 定

以上のとおり算定ないことを証明します。

年 月 日 経済産業大臣 殿

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 業務内容の欄については、詳細に記載すること。

様式第67（第57条関係）

計量士登録申請訂正申請書

記入欄

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住所
氏名

次のとおり、登録申請の訂正を受けたいので、登録申請を添えて申請します。

- 1 訂正を申請する事項
- 2 訂正を申請する事由

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 申請書には、訂正の申請に相当する額の収入印紙を貼ること。
- 3 氏名の訂正の場合であっても、当該登録又は当該登録の取消を希望する場合は、その旨を備考欄に記載すること。

機軸、買取の大半は、日本産葉煙葉購入とすること。

備考 月給の大きさは、日本企業規格 A 4 とすること。

計量法第14条第1項の登録を受けたので、同項の規定により、次のとおり申請します。

- 備考
- 1 新稿の大きさは、日本語版挿入Aとする。
 - 2 中稿には、前掲各条の欄を設けて、正本1巻を提出した行政法人関係評議委員等による見解を記す。
 - 3 改正案の事業目的を達成及び若しなればその趣意に資する場合は、それらの趣意に資し得るものとする。ただし、これら趣意に資する場合は、14条1項第2号の趣意の旨を欠くものとする。
 - 4 前掲各条の欄の趣意の旨を欠く（趣意の旨が実現できず）、計費算出の趣意の旨が、特に前掲各条14条2項第2号の趣意の旨を欠く場合には、趣意を証明して申請するものとする。
 - 5 特に：独立行政法人関係評議委員等による審議に不服する関係者の訴の受理がなかった、その趣意を証明する場合は、その趣意を証明するものとする。
 - 6 発給の趣意に、計費算出の趣意と併せて前掲3項3号の趣意を添付しようとする場合には、その趣意を明記し、「前掲各条の趣意」を具体的に記載し、併せて示すものとする。

計量法第144条の第1項の登録の変更を受けたので、同項の規定により、
力とおり申請します。

- 備考
1. 現職の大臣は、日本経済新聞A4を4と書く。
 2. 年報には、前年度各県の労働を添えて、法本1通を独立行政法人製品評価技術基盤機構に提出すること。
 3. 平成13年度は第66期第1期の区分中で、計量標準の編纂の進捗、技術職員の拡大及び技術能力を示す内容を小さくする変更に注意すること。
 4. 計量法の事業を行う事業所を所在地に合わせる場合は、記載すること。
 5. すでに独立行政法人製品評価技術基盤機構に提出している関係事項の内容に、変更があること、その旨を記載する場合には、その旨を記載すること。
 6. 変更の要がないこと、計量法に基づく事業所が前年度に事業所を廃止しようとする場合には、その旨を記載し、「関係系への影響」を具体的に記載すること。

下記のとおり変更があったので、計量法施行規則第46条第1項の規定により、提出します。

- 1 変更のあった事項
- 2 変更の事由

様式第81
(第91条関係)

様式第81の2
(第91条の3関係)

様式第82
(第92条関係)

様式第 82 の 2（第92条関係）（市町議選等における、市長、市長選挙等に関する事項）

年 月 日

議決者 住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

議決者 住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

上記の条の第2項の下段の条に定める事項の全部の記載が 年 月 日に
ありましたことを証明します。

記

1 議決者第1項の区に設けられた議決者のための施設で定める区分並びに計算票等の編
制、修正票及び修正票記載

2 議決者第1項の区に設けられた議決者のための施設で定める区分並びに計算票等の編
制、修正票及び修正票記載

3 議決者第1項の区に設けられた議決者のための施設で定める区分並びに計算票等の編
制、修正票及び修正票記載

4 計算票の提出等の事項を行う事業所の名称及び所在地

備考

1 議決者の氏名は、日本国憲法第44条に定めること。

2 議決者を承認した事業所は、議決者及び議決者の承認を受ける事業所に係る議決者を提出
すること。

様式第 82 の 3（第92条関係）（市町議選等における、市長、市長選挙等に関する事項）

年 月 日

議決者 住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

議決者 住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

上記の条の第2項の下段の条に定める事項の全部の記載が 年
月 日にありましたことを証明します。

記

1 議決者第1項の区に設けられた議決者のための施設で定める区分並びに計算票等の編
制、修正票及び修正票記載

2 議決者第1項の区に設けられた議決者のための施設で定める区分並びに計算票等の編
制、修正票及び修正票記載

3 議決者第1項の区に設けられた議決者のための施設で定める区分並びに計算票等の編
制、修正票及び修正票記載

4 計算票の提出等の事項を行う事業所の名称及び所在地

備考

1 議決者の氏名は、日本国憲法第44条に定めること。

2 議決者を承認した事業所は、議決者及び議決者の承認を受ける事業所に係る議決者を提出
すること。

様式第 83（第95条関係）（市町議選等における、市長、市長選挙等に関する事項）

年 月 日

議決者 住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

議決者 住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

上記の条の第2項の下段の条に定める事項の全部の記載が 年
月 日にありましたことを証明します。

記

1 議決者第1項の区に設けられた議決者のための施設で定める区分並びに計算票等の編
制、修正票及び修正票記載

2 議決者第1項の区に設けられた議決者のための施設で定める区分並びに計算票等の編
制、修正票及び修正票記載

3 議決者第1項の区に設けられた議決者のための施設で定める区分並びに計算票等の編
制、修正票及び修正票記載

4 計算票の提出等の事項を行う事業所の名称及び所在地

備考

1 議決者の氏名は、日本国憲法第44条に定めること。

2 議決者を承認した事業所は、議決者及び議決者の承認を受ける事業所に係る議決者を提出
すること。

様式第 84（第96条関係）（市町議選等における、市長、市長選挙等に関する事項）

年 月 日

議決者 住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

議決者 住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

上記の条の第2項の下段の条に定める事項の全部の記載が 年
月 日にありましたことを証明します。

記

1 議決者第1項の区に設けられた議決者のための施設で定める区分並びに計算票等の編
制、修正票及び修正票記載

2 議決者第1項の区に設けられた議決者のための施設で定める区分並びに計算票等の編
制、修正票及び修正票記載

3 議決者第1項の区に設けられた議決者のための施設で定める区分並びに計算票等の編
制、修正票及び修正票記載

4 計算票の提出等の事項を行う事業所の名称及び所在地

備考

1 議決者の氏名は、日本国憲法第44条に定めること。

2 議決者を承認した事業所は、議決者及び議決者の承認を受ける事業所に係る議決者を提出
すること。

[illegible]

様式第86（第96条関係）

様式第88
(第96条関係)

[illegible]

備考

- 1 月紙の大きさとは、日本建築規格A 4 とすること。
- 2 項については、毎年度標準による校正等をされた計量器具は標準物質により計量器具の校正等を行った場合と、それ以外のものによって計量器具の校正等を行った場合を分けて記載すること。
- 3 項については、毎年度標準による校正等をされた計量器具は標準物質とそれ以外のものを分けて記載すること。

備考 月秋の大きさは、日本産葉巻タバコとすること。

備考 用紙の大きさは、日本産製規格部とする。

